

第3章 基本的な考え方



1 目標

(1)長期目標(2050年ビジョン)

長期目標は、2050年を見据えて本県が目指していく将来の姿です。

人と自然が共生するあいち

様々な立場の人々が生物多様性への意識を高め、そのコラボレーション(協働)によって生きものがすむ場所が確保され、本来、その場所にいるべき野生の生きものと人が共に生きていけるあいち

私たちは自然界の一員としての喜びを感じ、地域の自然、世界の自然に対する愛を持って、多くの生きものと共に生きています。そして、自然から得られる様々な恵みを楽しみながら、次世代へとあいちの豊かな自然をつないでいきます。

(2)計画目標(2030年目標)

計画目標は、本戦略の計画年次である2030年度までに成果を上げていく目標です。多様な主体がこの目標を共通認識として抱きながら、長期目標の実現を目指して、様々な取組を進めます。

人と自然の共生に向けて、生物多様性を主流化し、あらゆる立場の人々が連携して最大限の行動をとることにより、生物多様性の保全と持続可能な利用を社会実装し、その回復に転じる。

生物多様性の危機は、人間社会のあり方そのものと深く関係しています。そのため、地球規模から身近な市民生活のレベルまで、生物多様性の保全と持続可能な利用を様々な社会経済活動の中に組み込む「生物多様性の主流化」を加速します。

本県は三大都市圏の一角であり、全国トップクラスの人口と社会資本が集積しています。また、世界をリードするものづくり産業を有する一方で、農林水産業も非常に盛んです。こうした本県の立ち位置を踏まえ、社会経済活動を通じて生物多様性への配慮を行うことが、結果的に県民の豊かな暮らしを支え、長期的な産業発展の基盤となり、本県の持続的な発展につながります。

県民、市民団体、事業者、専門家などあらゆる人々が、それぞれの立場から、また互いに連携して生物多様性の保全に最大限に取り組むことにより、あいちの生物多様性を回復基調に転じ、また経済活動等を通じて日本と世界の生物多様性を回復に転じるために貢献していきます。

2 目指すべき姿

県内各地域の多様な生態系が維持され、相互に連続しており、県域全体が一体となった生態系ネットワークが形成されています。それぞれの生態系は、生態系の特徴に合わせて、計画的に保全され、利用され、再生されています。

希少な生きものが生息できるハビタット(生息生育環境)が維持されています。また、外来生物の侵入が防止され、既に侵入した外来生物の防除が進められています。

農産物や林産物、水産物は持続可能な方法で生産され、将来も今と同じように自然の恵みを享受することができます。また、野生鳥獣が適切に管理されており、農地や森林を荒らしたり、人に危害を与えるようなことはありません。

県民のほとんどが生物多様性の価値や現状、自然の恵みが生活を潤していることについて理解したうえで、日常的に自然に親しみ、生物多様性に配慮した生活を送っています。また、行政、事業者、市民団体、教育機関などは、生物多様性に配慮した計画や事業を進めており、生物多様性へ最大限配慮することが当たり前のこととなっています。

(1)生態系ごとのあるべき姿

本県の自然環境は多様な生態系で構成されています。

代表的な生態系として、奥山、里地里山、平野、里海・沿岸、河川・水辺、湿地湿原の6つに区分しました。それぞれの生態系のあるべき姿を、関わる全ての人々が理解し、生態系の特性に応じた生物多様性の保全や利用を進めていくことが重要です。

①奥山生態系

【目指すべき姿】

- ・本県の奥山生態系の多くを占めるスギ、ヒノキなどの人工林は、間伐などの管理育成が適正に行われ、持続可能な利用がなされています。また、ブナなどからなる落葉広葉樹の自然植生や、モミ、ツガなどからなる暖温帯性針葉樹林、コジイやアラカシなどの常緑広葉樹の自然植生といった多様なタイプの森林が存在し、様々な植生が連続性を保ちつつ広がり、豊かな生態系を形成しています。
- ・草地に生育するマツムシソウや湿地に生えるコバノリュウキンカ、沢沿いのミカワショウマ、蛇紋岩地植生のシマジタムラソウ、岩壁植生のウラジロギボウシやホソバシヤクナゲなど、各植生の希少植物が健全に生育できており、盗掘などのおそれはありません。
- ・自然林は土地本来の原生的な森林として確実に保存され、維持されており、クマタカやコノハズクなどが生きていくことのできる生態系が、自然林や自然林を核とした地域全体で形成されています。また、ハイキングや自然観察、森林浴などで人々が自然と触れあい、その恵みを感じる場として利用されています。

- ・水源涵養、土壌保全、大気や水質の浄化など、森林の有する多面的機能をより発揮するため、人工林の針広混交林化や複層林化、持続的な森林資源の利活用などが積極的に推進されています。
- ・中山間地で維持されてきた農地では、生物多様性保全に配慮した環境保全型農業が営まれ、穀類や野菜などが栽培されています。また、ニホンジカやイノシシの個体数は適正に管理されており、農作物被害はほとんどありません。

②里地里山生態系

【目指すべき姿】

- ・落葉樹林や照葉樹林、スギ・ヒノキ人工林、水田、畑、ため池・水路などがモザイク状に存在しており、ホンドキツネをはじめとした多様な生きものが行き来できる生息・生育環境となっています。
- ・里山として維持管理していく雑木林では、多様な主体の連携による管理・活用が進められており、明るい林床にはギフチョウが見られます。人工林では、針広混交林化や複層林化などの生物多様性に配慮した施業が行われています。
- ・里地里山の土地利用転換は最小限に留められ、外来生物の防除や竹林拡大の抑制に取り組まれています。
- ・県内各地に、地域住民や都市からの来訪者がその景色を眺め、自然と触れあい、自然から学ぶことのできる里地里山が多く存在します。

③平野生態系

【目指すべき姿】

- ・濃尾平野や岡崎平野、豊橋平野などには広大な農地が広がり、雄大な農村景観が広がっています。生物多様性に配慮した環境保全型農業が普及し、農地にはケリやサギが舞い、カエルが跳ね、トンボが飛ぶ、豊かな農地生態系が形成されています。
 - ・農地や農業水利施設の整備にあたっては、生物多様性の保全や環境への配慮が施されます。また、外来生物の侵入防止、防除やビオトープの創出が進められることで、自然の豊かさを取り戻しつつあります。
 - ・市街地では、生きものの移動経路となることを意識して住宅地や事業所、道路などに地域の樹木が植えられ、緑豊かなまちづくりが進んでいます。そして、ヒートアイランド現象が緩和され、健全な水循環が確保されるなど、都市の自然の多面的機能が発揮されています。
- また、社寺林や都市公園でも生物多様性を向上させる管理が進められ、人々が身近な生きものと触れあうことができる場所になっています。

④里海・沿岸生態系

【目指すべき姿】

- ・三河湾や伊勢湾に流入する窒素、リンなどの栄養塩が適切に管理され、干潟や浅場の水質浄化機能が十分に発揮されることにより、赤潮、苦潮の発生がほとんどなく、里海生態系が健全な状態にあります。
- ・水産業は活発に営まれており、アサリやシラス、クルマエビをはじめとする水産資源が限りある資源として適切に管理される持続可能な利用が行われています。養殖されたノリやウナギなども含め、愛知県産の魚介類が県民の食卓を彩っています。
- ・砂浜や崖地などの自然海岸や藤前干潟などの干潟、浅瀬、藻場は将来にわたり保全されます。
- ・アカウミガメが産卵に訪れ、シギ、チドリをはじめとした多くの渡り鳥も飛び交う豊かな生態系が保たれています。

⑤河川・水辺生態系

【目指すべき姿】

- ・河川の水質や底質などは良好に保たれており、早瀬や淵、たまりなど変化に富んだ多様な流れがあり、そこに生息する水生生物は多様性に富んでいます。ほとんどの河川では、アユなどの魚が遡上し、水生生物が移動できるような河川整備が進むなど、河川全体の自然の営みを視野に入れた適切な管理がなされています。
- ・河川やため池、ビオトープなどの水辺では、外来生物の少ない地域本来の生態系を取り戻しつつあります。
- ・河川敷には草原や河畔林が形成されており、鳥や昆虫などの移動経路、すみかとなり、山と海をつないでいます。
- ・川沿いの歩道を多くの人が散歩やジョギングしたり、川の景色を眺めたり、川遊びで生きものに触れあうなど、水辺が人々の身近な自然として親しまれています。
- ・遊水地などがグリーンインフラとしての洪水緩和機能を十分に発揮しています。

⑥湿地湿原生態系

【目指すべき姿】

- ・湿地を将来にわたり維持する仕組みが整っています。それぞれの湿地の状況に応じて、専門家の助言を得ながら計画的に維持管理が進められ、適切な維持管理により植生の遷移や乾燥化といった湿地環境の劣化が抑制され、湿地をすみかとする多様な動植物が見られます。
- ・特に、東海丘陵要素植物群等の希少植物が生育する湿地については、後背地を含めた湿地環境が維持されており、シデコブシやナガバノイシモチソウ、シラタマホシクサ、ミカワバイケイソウなどが咲き誇っています。また、ハッチョウトンボやヒメヒカゲなどが舞い、水中にはホトケドジョウなどが生息しています。
- ・自然観察のマナーを守りながら、湿地湿原生態系の生物多様性について人々が体験、学習しています。



あいちの生物多様性の目指すべき姿

第1章 戦略の基本的事項

第2章 現状と課題

第3章 基本的な考え方

第4章 行動計画

第5章 地域への展開

第6章 推進の仕組み

資料編

(2)本県の生態系ネットワークのグランドデザイン

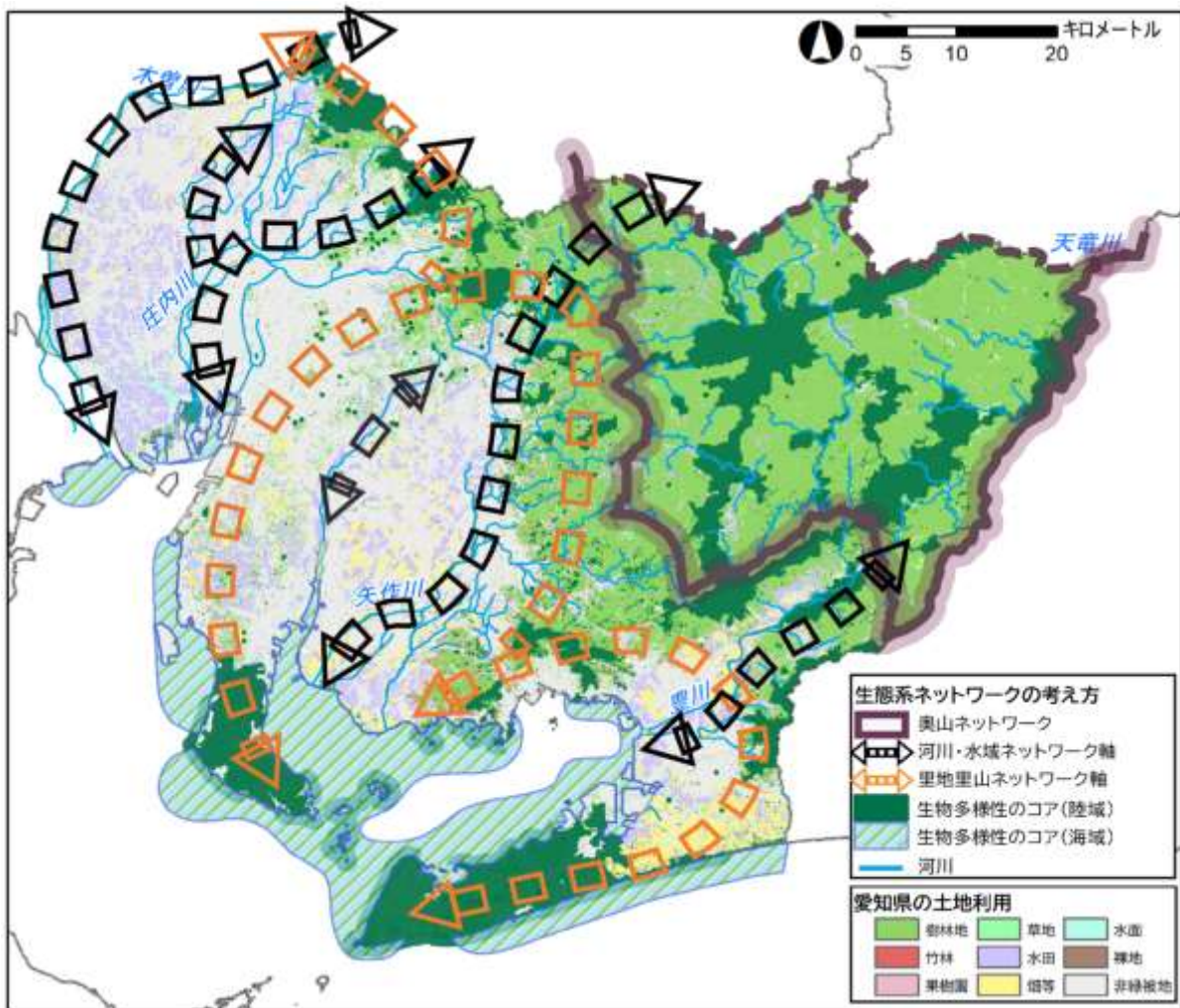
本県の目指す生態系ネットワーク形成のイメージを次図に示します。

生物多様性保全上重要な地域を、生物多様性のコア(核:陸域・海域)として設定しました。そして、それらを里地里山や河川・水域の生態系でつなぎ、県土全体で豊かな生態系としていくため、里地里山ネットワーク軸と河川・水域ネットワーク軸を設定しています。

里地里山ネットワーク軸は、近年の状況から環境の悪化や減少がより顕著な地域をつなぐ軸で、ここでは特に今後環境の再生や創出に取り組む必要があります。

河川・水域ネットワーク軸は、水面や河畔林、河川敷の草地等によって各生態系をつらぬいてつないでおり、この軸上では生物の生育・生息環境としての保全だけでなく、生物の移動に配慮していく必要があります。また、木曾川や矢作川などの上流域は岐阜県や長野県へとつながっており、河川流域の視点から県外の地域も含めたネットワークを形成することが重要です。

奥山ネットワークは長野県や静岡県との山間部とも連続しており、中央アルプスや南アルプスからのつながりにも留意して生態系を保全する必要があります。



生態系ネットワークの考え方

3 目標達成のために重視すべき視点

生物多様性保全に向けた取組は、様々な場所や生態系を対象とし、多くの人々によって多様な取組が行われることに価値があり、それら個々の取組がつながって、より大きな成果を上げることが期待されます。そのためには、本戦略に示した目標や目指すべき姿をそれぞれの主体が理解し、各取組が本質的に目指すものとして共有しておかなければなりません。

ここでは、取組を進めていくうえで共通する「重視すべき視点」を整理します。

(1) 全ての主体の参画・連携

県ではこれまで、「多様な主体の連携」を重視した様々な取組を進めてきました。生態系ネットワーク協議会等を通じて各主体間の協力関係が構築され、保全活動の発展につながりました。しかしながら、「生物多様性の保全は一部の人が取り組みばよい」といった意識も根強く、生物多様性の主流化を進めるうえで大きな課題となっています。県だけでなく、県民、市民団体、事業者、市町村、専門家など、本県に関係する全ての主体が生物多様性と関わりがあり、各主体にはそれぞれの立場から生物多様性の保全に取り組む責務があります。

また、それぞれの立場や役割を活かしつつ、情報を共有し、相互に連携し協力し合いながら、取組を進めることが重要であり、そのための資金活用の拡大も課題となっています。特に、地域をあげた生物多様性保全の取組の発展と定着に向けて、県と市町村が連携してリーダーシップを発揮し、地に足の付いた取組を促していく必要があります。

【各主体に期待される基本的な役割】

- 国 : 生物多様性条約締約国の立場から、基本的な法制度等を整備し、省庁間の連携を進め、県、市町村をはじめとした地域における生物多様性に係る取組が、世界目標や国家戦略に沿うものになるよう助言、支援する。
- 県 : 生態系や生物多様性に関する基礎的な情報の収集、提供や生物多様性保全に係る社会的な仕組みの構築を進めるとともに、様々な主体と連絡、調整をとりながら、本戦略を推進する。
- 市町村 : 地域の保全活動のコーディネーターとして、地域住民、市民団体、事業者などと連携し、地域の宝となる貴重な自然の保全や外来生物の駆除などの取組を推進する。
- 県民 : 生物多様性と暮らしの関わりを一人ひとりが認識し、買い物や余暇などを通じて生物多様性に配慮した行動をとる。
- 市民団体 : 地域の活動リーダーとして率先的に保全活動を実践し、地域の将来を担う人材育成に貢献する。
- 事業者 : 県内外において事業活動における生物多様性への配慮を進め、生物多様性保全に向けた社会貢献を行う。
- 土地所有者・管理者 : 生物多様性に配慮した土地の使用、管理に努める。
- 専門家 : 生物多様性に関する科学的知見の収集や調査研究を担うとともに、保全活動に対して科学的知見に基づいた助言を行い、効果的で適切な活動を誘導する。

(2)科学的根拠に基づく施策決定と順応的管理

生物多様性の保全を総合的に進めていくためには、自然環境の状況を常に的確に把握し、蓄積した科学的なデータを用いて課題や取組を検討し、その実現に向けた施策を決定する必要があります。

生態系には、気温、日照量や降水量といった気候、人の働きかけの有無など、様々な不確実性の要因が存在します。このため、定期的なモニタリング調査を行い、情報を共有し、科学的知見を踏まえた施策を推進する必要があります。更にその評価・検証、目標の再設定、見直しなどを繰り返す順応的な管理を適切に行うことが重要です。

(3)環境・経済・社会の統合的向上

少子高齢化、人口減少、男女格差、新たな感染症、自然災害といった社会の課題、地方の活性化、高度情報化など経済に関する課題、里山の荒廃、外来生物問題、身近な生きものの減少といった環境問題、これらは相互に関連し、複雑にからみあっています。また、生物多様性を活かして生まれるビジネス機会をとらえて雇用を創出したり、自然がもたらす様々な恵みを利用して人々の健康増進に結びつけるなど、生物多様性は経済や社会の問題に対処するための重要な視点となります。

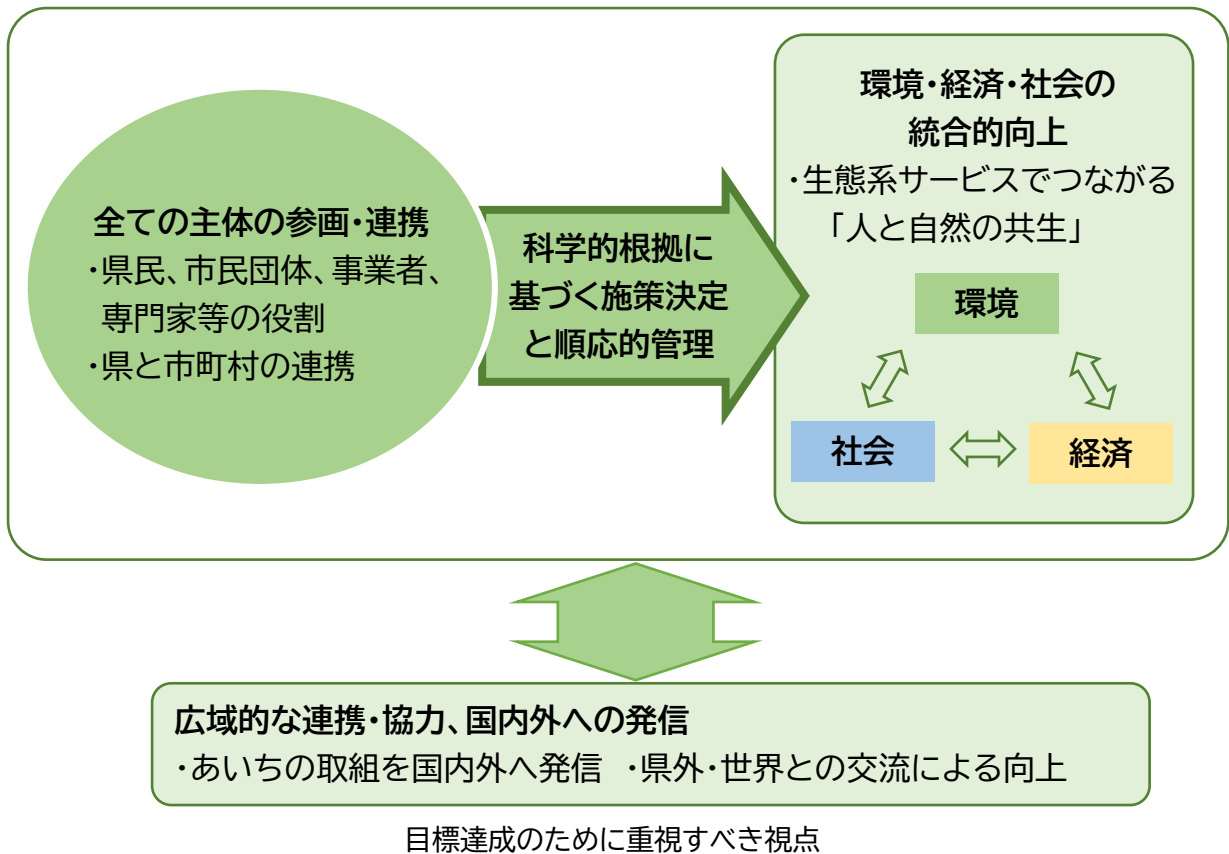
生物多様性保全に関する取組を行う場合には、SDGsの考え方を踏まえながら、経済面や社会面に対する効果や影響についても統合的にとらえ、経済・社会の向上にも結び付けるという視点が重要です。一方で、経済社会活動の場においても、地域資源を持続可能な形で活用するなどの取組によって、生態系サービスを通じて人と自然の共生につながることを求められます。

(4)広域的な連携・協力、国内外への発信

愛知県は世界有数の製造業の集積地であり、産業を通じて世界と深く結びついています。また、750万人以上の人口を擁し、世界中の自然からの恵みを受けて、私たちの暮らしが成り立っています。

県はCOP10の開催地として、「愛知目標達成に向けた国際先進広域自治体連合」の設立を主導し、世界の広域自治体と共に、生物多様性の取組をリードしてきました。

このような背景を踏まえて、各主体がそれぞれの立場から世界を見つめ、生物多様性保全の取組を国内外に向けて広く発信し、伝えていくこと、そして国内外の動向や優れた事例を取り入れながら、生物多様性先進県を目指して取組を進めることが重要です。



4 中核的取組方針(あいち方式の発展)

あいち生物多様性戦略2020では、「生態系ネットワーク」と「あいちミティゲーション」を両輪とする「あいち方式」を提唱し、これに基づいて県内各地域で生態系ネットワーク協議会を設立し、多様な主体のコラボレーション(協働)による取組を進めてきました。また、2013年度に作成した「自然環境の保全と再生のガイドライン」が大規模な開発行為に適用されるなどの成果をあげることができました。

本戦略ではこの考え方を発展させ、より多くの主体が連携して、目標の実現に向けた取組を加速させるため、「あいち方式2030」を中核的な取組方針とし、この方式に基づく取組を進めていきます。

あいち方式2030の考え方

あいち方式2030とは、「人と自然が共生するあいち」の実現に向けて、人と人とのつながりを育みながら、全ての主体がコラボレーション(協働)により生物多様性の保全を進めるという考え方です。

「生態系ネットワークの形成」と「生物多様性主流化の加速」を両輪とし、それらの推進に資する様々な施策を展開することで、あいちの生物多様性はもとより、世界の生物多様性にも貢献できる、生物多様性先進県を目指します。

また、あいち方式2030を推進するため10項目の重点プロジェクトを定めます(詳細は、次節を参照)。

<生態系ネットワークの形成>

生態系ネットワークを形成するためには、生物多様性を含む環境を健全に保ちながら、人々の暮らしや産業と調和した望ましい土地利用を実現することが重要です。そのため、地域の様々な主体が関わりながら環境保全や生活向上のための配慮や取組を検討し、意思決定や取組を実施することや、多様な人間活動と自然環境を総合的に取扱い、課題解決を導き出す手法である「ランドスケープ・アプローチ」を取り入れます。

また、法的な保護地域のみならず、農地や社寺林、企業の所有林などの生物多様性保全に効果的な地域も含めながら、各地域の自然環境の状況を把握し、科学的知見や新たな技術開発の成果を取り入れ、効果的な取組を誘導し、生物多様性が損なわれない土地の使用・管理を実現します。

生態系ネットワーク形成を進めるにあたっては、陸域及び海域を一体的に連結させることを意識しつつ、今後も各生態系ネットワーク協議会の取組を推進していくとともに、本県に関わるあらゆる主体の力を結集することによって、より大きな効果を生み出すことを目指します。

<生物多様性主流化の加速>

「生物多様性の主流化」とは、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性が、国、地方自治体、事業者、市民団体、国民などの様々な主体に広く認識され、それぞれの行動に反映されることをいいます。

この生物多様性の主流化をより加速するため、「あいちミティゲーション」により開発時の自然環境への影響緩和を促進するだけでなく、日々の暮らしや社会経済活動の中で、生物多様性への配慮が自然に行われるようになることを目指し、社会の様々な団体等と連携して、生物多様性を損なわない行動を可能な限り具体的な形で促進していきます。

農林水産業や観光業など、地域の自然の恵みを生かした経済活動においては、生物多様性の持続的な利用を前提として、地域の発展を目指していきます。

また、本県の特徴であるものづくり産業においても、グローバルな流通やサプライチェーンを通じて、世界の生物多様性に大きな影響を及ぼす可能性があることを認識し、生物多様性を損ねずにもものづくりを行うことが求められます。私たち県民一人ひとりが、日々の買い物で生物多様性に配慮した商品を積極的に購入するなど、日常の消費行動を通じて、生物多様性の持続可能な利用を意識することも重要です。このように、本県に関わるあらゆる主体が「つくる責任、つかう責任」を自覚し、生物多様性保全に貢献する社会を目指します。

長期目標：人と自然が
共生するあいち

2030年目標：生物多様性の保全と持続可能な
利用を社会実装し、その回復に転じる

あいち方式2030

全ての主体がコラボレーション(協働)により生物多様性の保全を進める

生態系ネットワークの形成

科学的知見に基づく多様な主体の協働により、生物の生息生育場所を確保し、つなげていく。

生物多様性主流化の加速

県民の日常生活、企業や行政等の社会経済活動に生物多様性が組み込まれ、行動につながる。

重点プロジェクト(A~J)

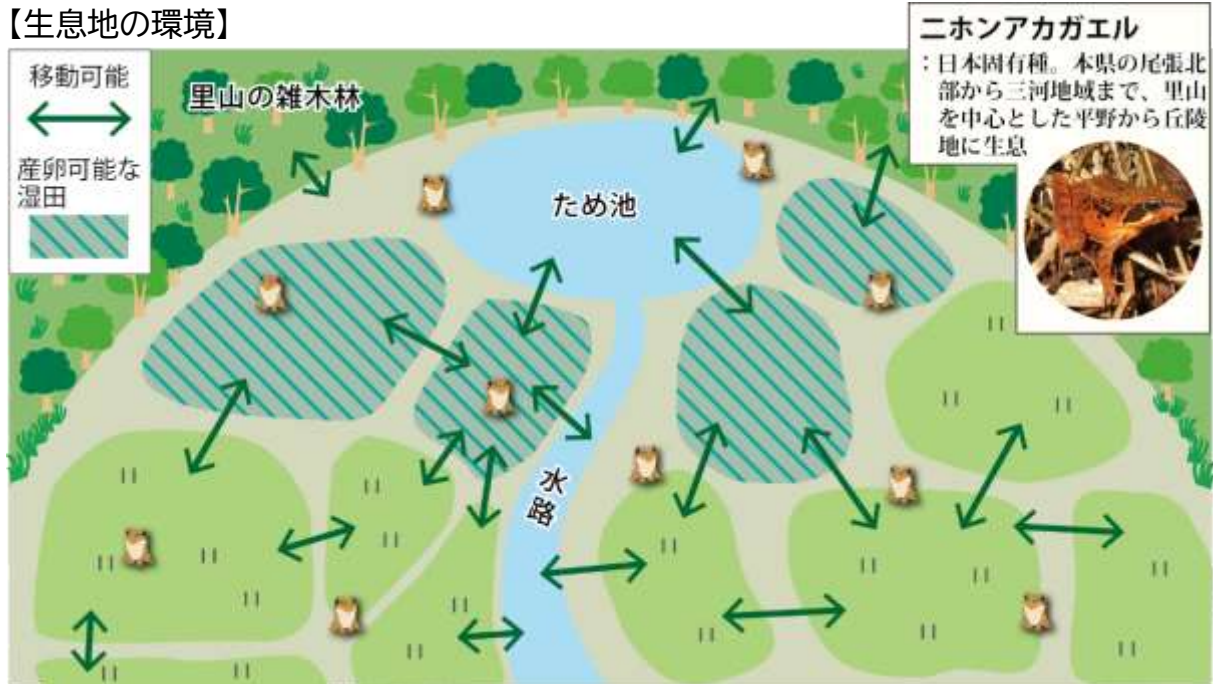
基本的な取組	A	B	C	D	E	F	G	H	I
	湿地・里山ネットワーク	希少な動植物の保全	外来生物対策の強化	地域の保全活動活性化	都市の自然の価値再発見	鳥獣の保護・管理の推進	事業者の保全活動の推進	あいちの自然体感の推進	国際連携の推進
基盤整備	J 「あいち方式2030」推進プラットフォームの構築 ・県民サポーター制度(メルマガ発行、モニタリング調査など) ・自然史情報データベース ・生物多様性保全活動団体プラットフォーム								

あいち方式2030に基づく生態系ネットワーク形成のイメージ図

生態系ネットワーク形成のイメージについて、カエルを例に取組の前後を示します。カエルは、卵やおたまじゃくしは水中で過ごし、成長すると陸上で過ごすことから、その生息には水辺と緑地を結ぶ生態系ネットワークが必要となります。

(分断したニホンアカガエルの生息環境のつながりをつくる)

【生息地の環境】



【生息環境の変化により減少】(取組前)



「あいち方式2030」の取組を進める

【生息環境の回復により増加】(取組後)



5 重点プロジェクト

あいち方式2030の柱である「生態系ネットワークの形成」と「生物多様性主流化の加速」を実現するためには、自然環境だけでなく社会・経済問題の同時解決も目指すSDGsの考えに沿った施策を導入することが重要です。

このため、今後10年間で特に注力して実施する事業を「重点プロジェクト」として定め、本県の生物多様性に関わるあらゆる主体と連携して推進していきます。

重点プロジェクトA:湿地・里山ネットワーク

【目標】湿地の保全活動

保全のための植生管理が行われている湿地:新たに10箇所

県内には600か所以上の湧水湿地が確認されており、東海丘陵要素植物をはじめ希少野生生物の宝庫となっていますが、その多くは植生遷移や開発により消失の危機に瀕しています。また、コナラやアバマキを主体とした里山林は照葉樹林へと植生が遷移しつつあり、里山としての生物多様性が失われつつあります。

本プロジェクトでは、湧水湿地や里山の状況を把握し、各湿地・里山の状況に応じた保全活動を誘導し、本県の貴重な湿地・里山生態系の保全を図ります。

<湿地・里山データベースの作成>

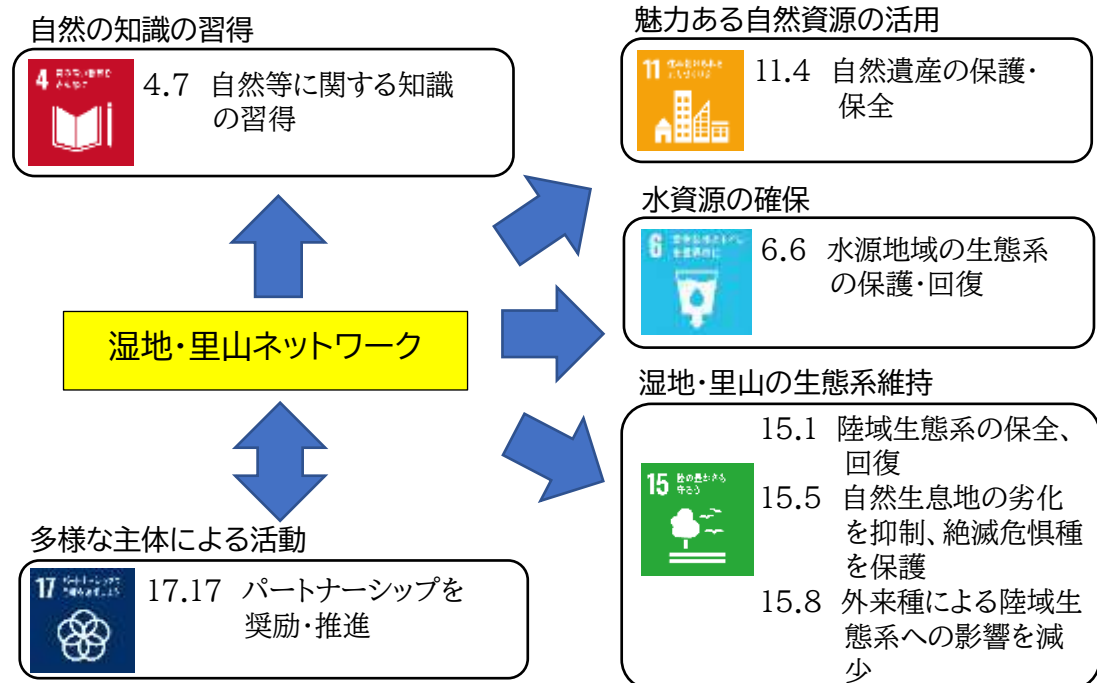
- ・現在は、湿地・里山の保全活動促進の前提となる情報整備がほとんどされていません。そこで、県民や市町村、専門家との協働により、湧水湿地の分布や保全状況を調査し、湿地とその後背地の里山のデータベースを作成します。
- ・生態系ネットワーク形成に向けて、特に重要な地点となる湧水湿地や水源となる里山について、自然環境の状況や課題を調査します。

<保全活動コーディネート>

- ・湿地や里山の保全を希望する市民団体や企業のCSR活動と活動場所、関係権利者、専門家などとの調整を行い、生態系ネットワーク協議会と連携して、適切な保全活動を誘導します。

<湿地・里山保全計画>

- ・保全対象とする湿地・里山では、活動団体と協働で植生目標、管理作業、モニタリングなどについての計画を定めます。
- ・また、協定や地域指定などにより、湿地の土地の恒久的な保全を図ります。



重点プロジェクトB:希少な動植物の保全

【目標】県内の野生絶滅種の新規発生を「ゼロ」にする

条例で保護される指定希少野生動植物種の指定 18種 → 25種

県と生息域外保全協定を締結する施設 2施設 → 4施設

県内の野生動植物の絶滅種数は、レッドリストあいちでは、動物が16種(2002)から32種(2020)に、植物が39種(2001)から50種(2020)に増加しています。それぞれの種に適した生息生育環境を考え、そうした環境を保全・復元することが、結果的に生物多様性と生態系を保全することにつながります。

本プロジェクトでは、県内の希少な動植物種を保護し、これ以上の野生絶滅を防ぐための活動を進めます。

<レッドリストの定期的な見直し>

- ・希少な野生動植物の調査を継続的に行い、県のレッドリストを定期的に改訂します。作成したリストは、県民や事業者等に広く周知・啓発を図ります。
- ・大規模開発や自然保護行政等における適切な自然環境の保全指標として、レッドリストの活用を図ります。

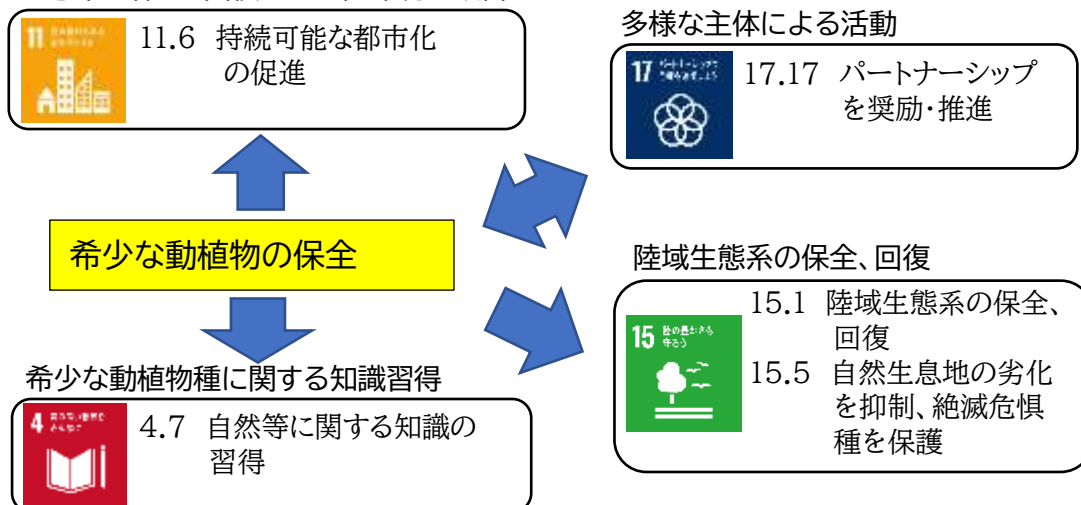
<指定希少野生動植物種の指定>

- ・希少な野生動植物の中でも特に保護を必要とする種については、自然環境保全条例に基づく指定希少野生動植物種に指定し、捕獲・採取等を規制し、適切に保護を図ります。
- ・指定した指定希少野生動植物種については、専門家の指導や地域の状況を踏まえて保護回復事業計画を策定し、計画的に保全します。

<生息地の域外保全の実施>

- ・絶滅のリスクが極めて高い動植物種については、飼育・栽培技術がある動植物園等の専門施設と連携し、生息域外保全協定を締結し、生息域外保全を推進します。

生態系の保全、回復による住環境の改善



重点プロジェクトC:外来生物対策の強化

【目標】初期確認段階の特定外来生物の定着防止

特定外来生物(7種)(ヒアリ、アカカミアリ、ハヤトゲフシアリ、アルゼンチンアリ、クビアカツヤカミキリ、カミツキガメ、ヒガタアシ)

本県では、ヒアリをはじめ34種の特定外来生物が確認され、自然環境保全条例では26種を公表種としています。また、環境省は、注意を要する外来生物のリストとして、生態系被害防止外来種リストを公表しています。グローバル化の進展に伴い、生態系や人間社会に悪影響を及ぼす外来生物の侵入リスクが高まっています。

外来生物対策として、こうした侵略的外来生物の早期発見、早期防除に取り組み、希少な動植物種を含む生態系の保全を図ります。

<特定外来生物の新規の侵入阻止、既侵入外来生物対策の強化>

- ・人体への被害があり、侵入が憂慮されるヒアリについては、港湾関係者、環境省中部地方環境事務所、関係自治体などとの連携のもと、侵入・定着防止に全力をあげます。
- ・県内への侵入が初期段階のアルゼンチンアリ(豊橋市、田原市及び東海市で確認)やハヤトゲフシアリ(弥富市及び飛島村で確認)、クビアカツヤカミキリ(名古屋市及び海部地域で確認)等については、環境省中部地方環境事務所と連携して専門家(国立環境研究所等)を関係自治体へ派遣することなどにより、分布域の拡大を阻止し、全国に先駆けて早期根絶を目指します。

<多様な主体による既侵入外来生物の影響抑制>

- ・県内で定着し、生息生育範囲が拡大しているオオキンケイギク(特定外来生物)、アカミミガメなどは、対象地域を定めて市町村、企業、県民、生態系ネットワーク協議会で連携して駆除を進めます。
- ・適切な時期を定め、関係者の協力のもと、オオキンケイギクをはじめとした外来生物の一斉駆除を実施します。

農業被害を及ぼす外来生物の減少



- 2.3 食料生産性の向上
- 2.4 持続可能な食料生産システムの確保

人体に害を及ぼす外来生物の減少



- 11.1 安全な住環境の確保

外来生物対策の強化

多様な主体による活動



- 17.17 パートナーシップを奨励・推進

陸域生態系の保全、回復



- 15.1 陸域生態系の保全、回復
- 15.5 自然生息地の劣化を抑制、絶滅危惧種を保護
- 15.8 外来種による陸域生態系への影響を減少

重点プロジェクトD:地域の環境保全活動の更なる活性化

【目標】生態系ネットワーク協議会 参加団体数:284団体→350団体

市町村の生物多様性施策推進 戦略策定数:10市町村→40市町村

県内各地域を網羅する9つの生態系ネットワーク協議会が設立されていますが、これら協議会の更なる活性化が求められます。

各協議会を通じて、地域の目標や取組の方向性を共有し、地域の生態系の価値について理解を広げ、生態系の保全・再生、ネットワーク化に取り組みます。

<生態系ネットワーク協議会の機能強化>

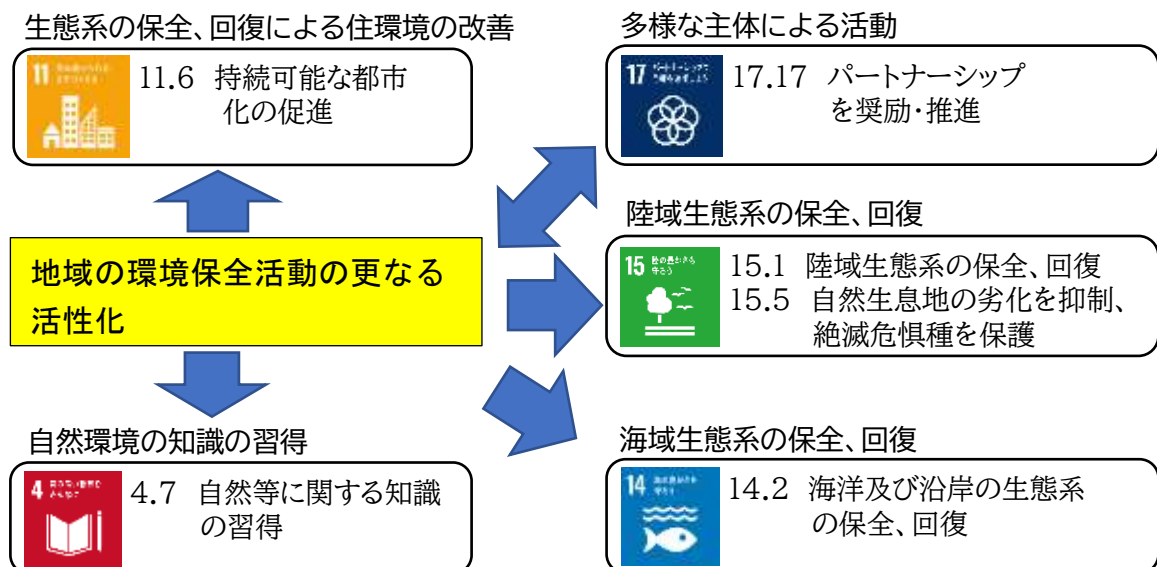
- ・生態系ネットワークの形成状況をモニタリングし、地域の生物多様性の状況を踏まえて、新たな協働をコーディネートします。また、協議会の活動を担い、支援することが期待される事業者や市民団体の参加を呼びかけ、活動を活性化します。
- ・構成団体間での情報交流・学習、普及啓発などに加え、構成団体による外来生物駆除、希少種や湿地の保全活動などを推進します。
- ・県は、生物多様性に関する情報を提供したり、隣接県との連携強化を図ることで、協議会の活動を支援します。

<ユース活動の展開>

- ・豊かな生物多様性を次世代に引き継ぐため、次代を担うユース世代を育成します。ユース世代を核として、事業者や市民団体等との連携による生物多様性保全活動や情報発信を推進します。
- ・ユース活動の発展に向けて、ユース世代が企画するプロジェクトを推進するとともに、ユース世代の人材育成、ユース世代間や他の世代との交流、連携を促進します。

<市町村の生物多様性保全活動の活性化>

- ・市町村は、地域の実情に精通し、地域固有の自然環境の保全を担っています。県は、研修や専門家派遣、県内一斉イベント等を行い、生物多様性地域戦略の策定や保全活動の実施を支援します。



重点プロジェクトE:都市の自然の価値再発見

【目標】「生物多様性」の普及 言葉の意味の認識率:51.2% → 75%

生物多様性の主流化を進めるためには、県民が身近な自然に触れ、関心を持ち、理解を深めていくことが前提となります。

特に人口の集中する都市域において、県民を対象とした生物多様性の普及啓発を行い、身のまわりの自然を再発見する機会を提供します。

<都市部での啓発の促進>

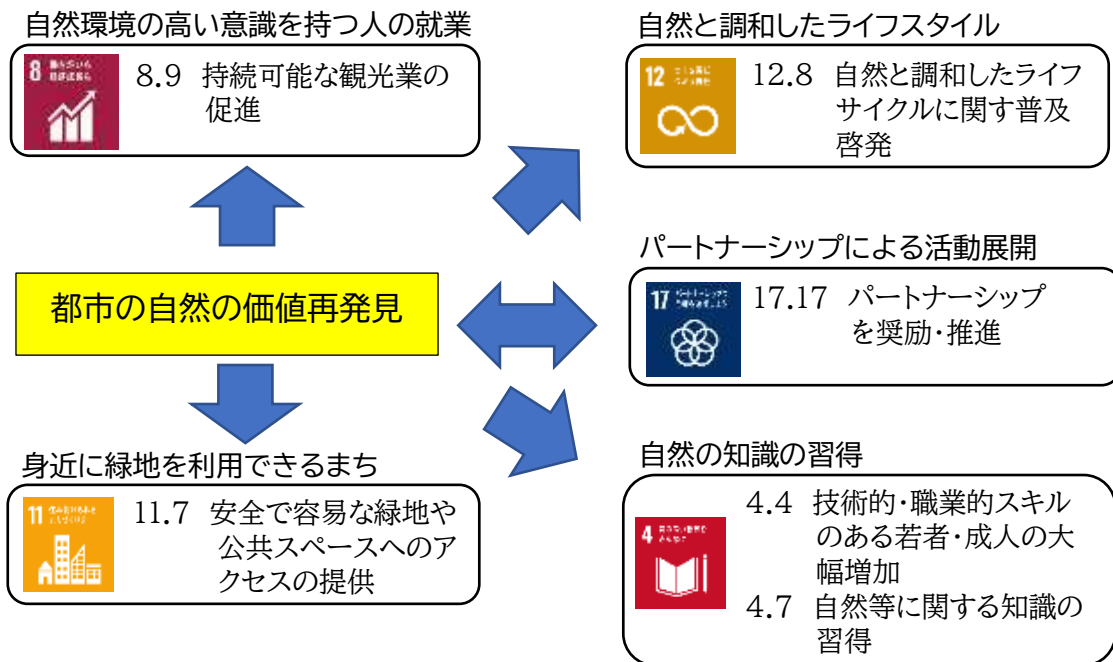
- ・普及啓発パンフレットやWebページなどにより、緑地や水辺といった都市の自然が人にもたらす多様な価値や機能(ヒートアイランド現象の緩和、水循環、健康増進など)を県民、事業者などに分かりやすく伝え、都市の自然を大切にする心を育むとともに、都市の緑化、生態系再生の機運を高めます。
- ・生物多様性をテーマとしたシンポジウムや展示会などを定期的に行い、保全活動に関わる市民団体や企業、専門家と共に生物多様性の大切さを呼びかけます。

<身近な自然との触れあい促進>

- ・旅行者によるウォーキングイベント等とタイアップし、都市や近郊の自然資源を観光資源として活用することで、多くの県民が身近な自然と触れあう機会を創出します。

<都市空間の緑の質の改善>

- ・自然環境保全条例に基づく大規模行為届出制度による緑地の確保により、都市に残された自然空間の質の改善を図る取組を促進します。



重点プロジェクトF:鳥獣の保護・管理の推進

【目標】ニホンジカの生息頭数の適正管理

早期に適正水準(約8,500頭)まで削減し、維持

特定の鳥獣の生息域の拡大や個体数の増加は、生物多様性の確保に重大な影響を及ぼすため、鳥獣の保護と管理を適正に進めていきます。

近年、三河山間地域を中心にニホンジカの生息数の増加が著しく、生態系や農林業への被害が深刻化しています。このため、県ではこれまでの有害鳥獣捕獲や狩猟に加えて、2019年度から鳥獣保護管理法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業を開始し、技能、知識並びに安全管理を図るための体制などが一定の条件を満たす法人を県が認定して、認定を受けた事業者による捕獲の強化を進めています。

<ニホンジカの捕獲の強化>

- ・ニホンジカの生息数は、2018年度は約2万5千頭と推定されます。毎年、生息頭数の推計を踏まえた適切な捕獲目標頭数を定め、順応的な管理を実施します。
- ・捕獲の担い手となる狩猟免許保持者の高齢化が進んでいます。定期的に狩猟免許試験を実施するとともに、捕獲技術向上を目指した研修を行うなど、捕獲の担い手の育成に力を注ぎます。

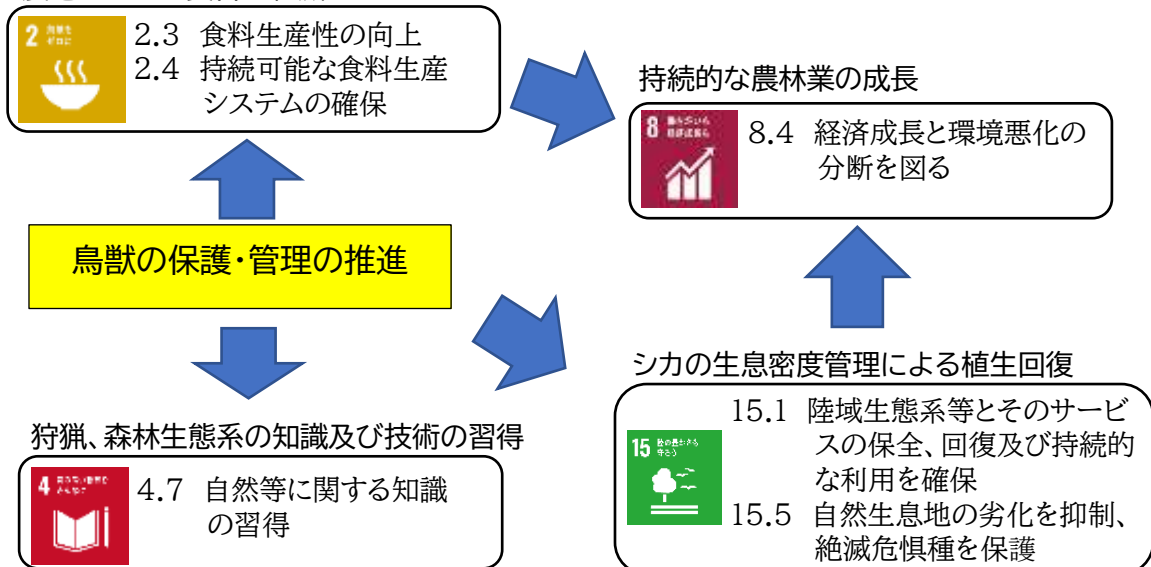
<イノシシの捕獲の強化>

- ・イノシシは、近年その生息域が拡大し生息数も増加しているため、生息数の適正化に向けて、引き続き捕獲を強化していきます。特に養豚業の盛んな田原・豊橋地域では、以前はイノシシが生息していなかったため、豚熱の拡大防止対策と併せ、根絶を目指した捕獲強化に取り組みます。

<ジビエの活用促進>

- ・農作物の被害防止対策や狩猟で捕獲したイノシシやニホンジカについて、自然の恵みをいただくという観点から有効活用するため、ジビエの普及を図ります。

農地における食害の軽減



重点プロジェクトG:事業者の保全活動の推進

【目標】保全活動団体と事業者のマッチング 成立件数:40件

開発事業における環境配慮工法等の反映率 80%/年

事業者は、経済活動のあり方を決める主要なプレーヤーであり、ESG投資の観点からも、持続可能な社会を実現するため、事業活動が生物多様性を損なわない(劣化させない)形で行われることが求められます。また、地域社会を形成する大きな経済主体として、地域の生態系ネットワークの形成に関わることも期待されます。

<あいちミティゲーションの深化>

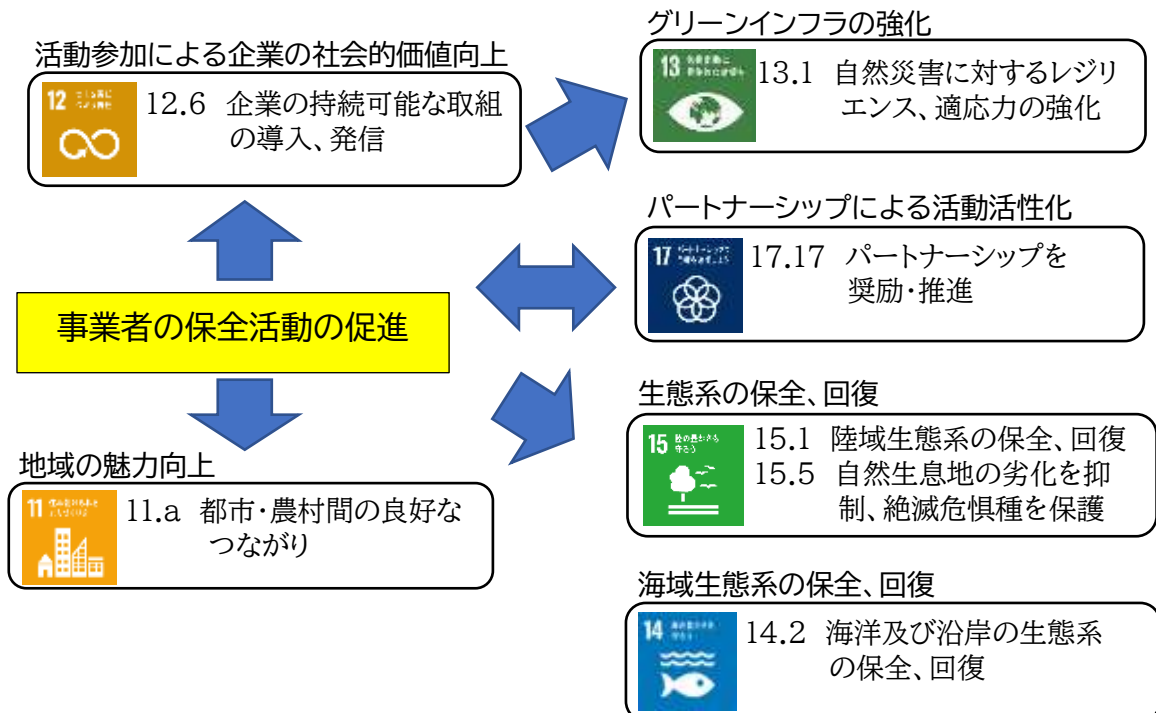
- ・生物多様性オフセットも踏まえ、あいちミティゲーションの考え方を再整理し、「自然環境の保全と再生のガイドライン」を改定します。「あいちミティゲーション定量評価手法」を深化させ、自然環境保全条例に基づく大規模行為届出制度による緑地の確保、事業活動や土地利用の転換と、生物多様性の両立を図ります。更に、この手法を活用し、生物多様性の保全等に取り組む事業者を認証する制度について検討を進めます。

<事業者と市民団体との生物多様性マッチングの実施>

- ・事業活動によるインパクトの代償措置あるいはCSR活動の一環として、事業者による生物多様性保全活動を位置づけます。県は、生物多様性保全の取組を模索している事業者と市民団体等の自然保護団体を結びつける「生物多様性マッチング」を実施し、多様な主体による生物多様性保全を進展させます。
- ・生物多様性マッチングによる保全活動を定量評価する手法を検討します。

<生物多様性に配慮した製品に対する理解の促進>

- ・事業活動は、生物多様性の恵みのうえに成り立っているものであり、生物多様性に負荷を与えないような製品の購入を促します。



重点プロジェクトH:あいちの自然体感の推進

【目標】茶臼山及び伊良湖休暇村の利用促進

利用者数:59万人/年 → 60万人/年

本県には、太平洋に面した海食崖が続く表浜海岸や、標高1,400mの茶臼山高原をはじめとした多様な自然環境が存在し、4つの国定公園と7つの県立自然公園を有しています。

自然公園をはじめとした地域固有の自然資源を県民のリフレッシュや自然体験につなげて、地域の振興資源として活用します。

<自然公園施設の質の向上>

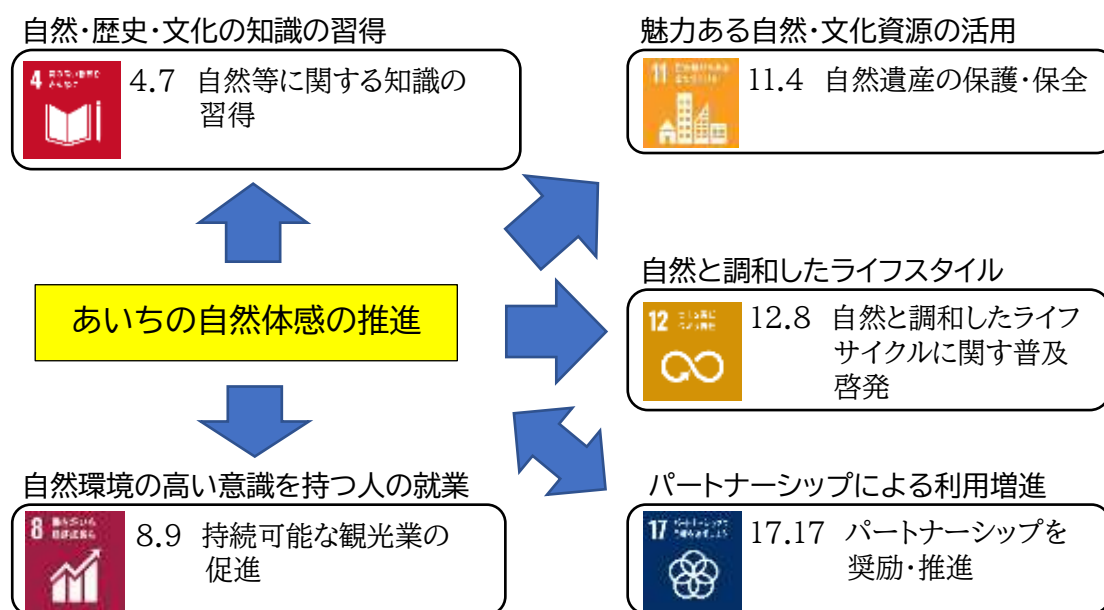
- ・茶臼山公園施設のキャンプ場や伊良湖休暇村公園施設のいらご さららパークなど、自然を体感できる自然公園施設を整備し、利用を促進します。
- ・東海自然歩道の維持管理を行うとともに、市民団体、自然観察指導員、自然公園レンジャー、観光業者などと連携したあいちの自然体感を推進します。

<県環境学習施設「もりの学舎」における自然体感>

- ・幼少期から小学校低学年にかけては、自然の中で遊ぶことで、自然への好奇心と一緒に遊ぶ仲間との社会性も身に付けることができ、自然体感を通して、人と自然の関係を認識していきます。愛・地球博記念公園内にある県環境学習施設「もりの学舎」において、若年層を対象とした自然と触れあう学習を行うことにより、自然に対する感性や環境を大切に思う心を養います。

<東三河ジオパーク構想との連携>

- ・東三河地域に数多く分布する特徴的な地形地質(ジオサイト)や生物多様性の状況について、県民の理解を深める普及啓発活動を行います。
- ・ジオサイトの魅力に関係機関と共に発信し、環境教育プログラムの実施や観光客の誘致を図ります。



重点プロジェクトI:国際連携の推進

【目標】国際情報の県内への報告 毎年実施

COP10で「都市と地方自治体の生物多様性に関する行動計画」が策定されたことを踏まえ、県はCOP10以降も継続して国際会議に参加し、また、国際先進自治体広域連合を設立し、同連合での活動をととして生物多様性条約に係る自治体の取組促進を図ってきました。

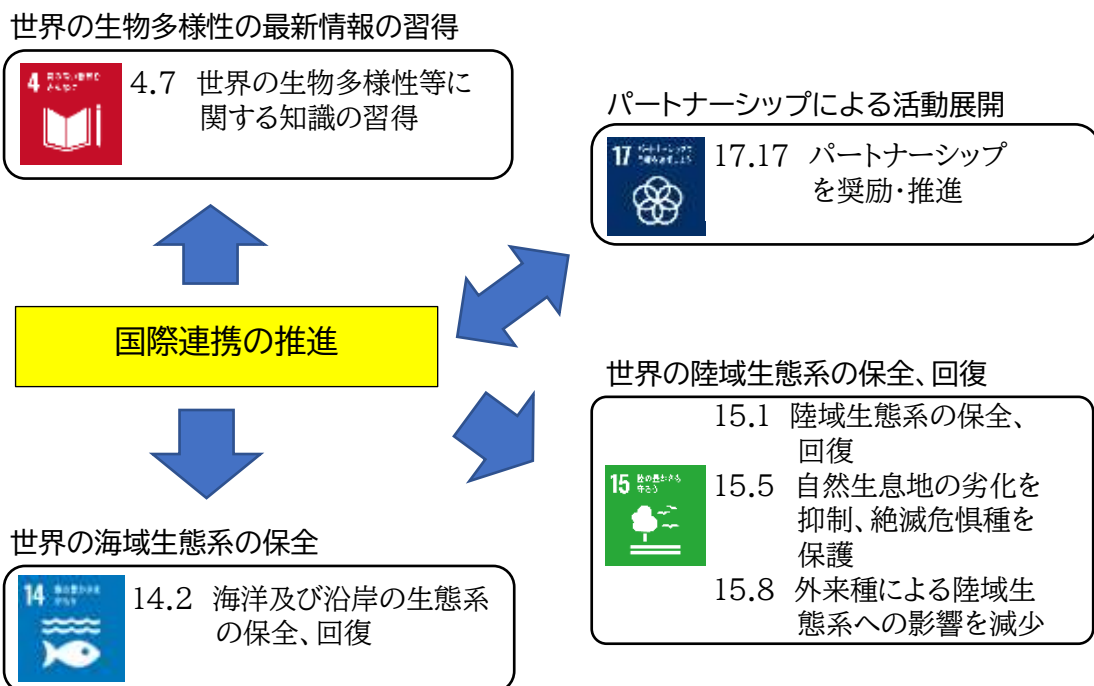
このことにより、生物多様性条約に係る最新の動きや海外の先進的な自治体の取組情報を取り入れることが可能となりました。

<国際的な自治体コミュニティへの参加と国際情報の県内への伝達>

- ・生物多様性サブナショナル政府諮問委員会をはじめとした国際的な自治体コミュニティに参加し、県の取組を発信するとともに、海外の情報を取り入れます。
- ・イクレイ日本、国際自然保護連合日本委員会(IUCNJ)等と連携して、生物多様性に係る最新の国際情報を県内に取り入れます。

<海外の自治体との交流>

- ・先進的な取組を行っている自治体と生物多様性を含めた環境分野に関する交流・連携を進めます。



重点プロジェクト:「あいち方式2030」推進プラットフォームの構築

【目標】生物多様性サポーターの拡大 登録者数:5,000人

生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターとして、本県の自然環境に関する情報(自然史情報)の集約、整理を進め、様々な主体による連携のコーディネートや必要な情報の提供を行います。

<県民サポーター制度>

- ・ 県民サポーター制度(生物多様性県民サポーター)を創設し、生物多様性に関する情報提供を行うとともに、登録者に対して、生物多様性保全活動やイベント、指標種モニタリング調査などへの参加を促します。
- ・ また、この仕組みを通じて、保全活動に取り組む新たな人材確保、人材育成を図ります。

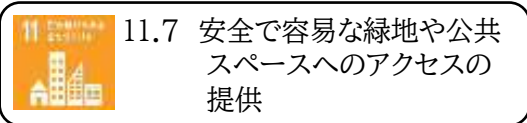
<自然史情報データベースの作成と提供、見える化>

- ・ 自然環境や生物多様性に関する自然史情報を収集・整理し、管理します。
- ・ 希少種や外来生物情報などを組み入れて、インターネットによる一体的な情報提供を行います(位置情報データはGISデータベースとして整備)。
- ・ データベースを、生態系ネットワーク形成に向けた施策形成のための基礎情報として活用します。

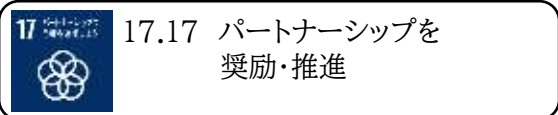
<生物多様性保全活動団体プラットフォームの構築>

- ・ 生物多様性保全に関わる市民団体等のデータベースを作成、管理し、活動の基盤となるプラットフォームを構築します。
- ・ メールマガジン等により各団体への情報提供、また団体間での情報共有、イベント情報の周知、外来生物駆除活動への参加などを呼びかけます。
- ・ データベースを活用し、企業や市民団体、土地所有者などの関係主体を結び付けるマッチングを進めます。

身近に緑地を利用できるまち

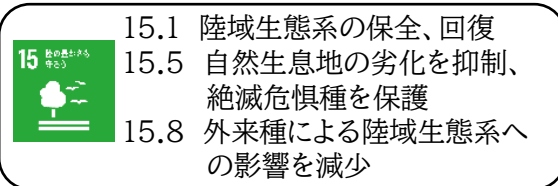


パートナーシップによる活動展開

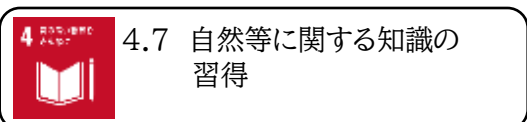


「あいち方式 2030」推進プラットフォームの構築

生態系の保全、回復



自然環境データの一元的提供



第4章 行動計画



1 生物多様性施策の基本方針

長期目標「人と自然が共生するあいち」と「目指すべき姿」の実現に向けて、「生物多様性を主流化し、あらゆる主体が連携し、生物多様性の回復に転じる」といった「2030年目標」の達成を目指します。このため、あいち方式2030の重点プロジェクトを着実に進めていくことに加え、「まもる」、「つなげる」、「つかう」、「ひろめる」という4つの基本方針に基づいて、生物多様性に関する個別施策を総合的に展開します。

長期目標(2050年ビジョン)

人と自然が共生するあいち

目指すべき姿

生態系ごとのあるべき姿: 奥山、里地里山、平野、里海・沿岸、
河川・水辺、湿地湿原

2030年目標

人と自然の共生に向けて、生物多様性を主流化し、あらゆる立場の人々が連携して最大限の行動をとることにより、生物多様性の保全と持続可能な利用を社会実装し、その回復に転じる。

あいち方式2030

全ての主体がコラボレーション(協働)により生物多様性の保全を進める

生態系ネットワークの
形成

生物多様性主流化の
加速

重点プロジェクト(10項目)

基本
方針

(豊かな生態系を)まもる

(生きものの恵みを)つかう

(生息生育空間を)つなげる

(人と自然との共生を)ひろめる

行動計画

関連する主な
SDGs目標

(1)基本方針1 豊かな生態系をまもる

本県には、1万5千種を超える多種多様な動植物が生息・生育しており、豊かな生態系が存在しています。一方で、開発に伴う生態系の破壊や劣化、里山管理の不足、外来生物の分布拡大など、生物多様性を損なう様々な脅威が深刻な状況にあります。

生物多様性を将来にわたり保全していくため、優れた生態系や希少な野生動植物の生息生育地を法令に基づく保護地域に指定するとともに、生態系ごとの特性に応じた保全と再生、希少野生動植物の保護、増殖を推進します。また、既に侵入してしまっている侵略的外来生物の防除を進めながら、外来種被害予防三原則である「入れない」「捨てない」「拡げない」を徹底し、外来生物による脅威を低減します。

基本方針1

まもる

- 1-1 生息生育地保全:生態系の基盤となる土地利用を守る。
- 1-2 生態系の保全:各生態系の特性に応じた保全と再生を進める。
- 1-3 侵略的外来生物対策:外来生物の定着防止と効果的な防除を推進する。
- 1-4 野生生物保護:野生生物の絶滅を回避する。

関連する主な
SDGs目標

(2)基本方針2 生息生育空間をつなげる

生物多様性の保全のためには、生物多様性の核となる地域(コア)を確保するだけでなく、生きものがコア間を相互に行き来できるような経路(エコロジカルコリドー)でつながっていることも重要です。そして、県域の生態系が全体としてネットワークを形成することが望ましいと考えられます。

これまでの取組の成果である生態系ネットワーク協議会の活発化を図り、「生態系ネットワークチェックリスト」や「あいちミティゲーション定量評価手法」など「自然環境の保全と再生のガイドライン」に示されたツールを活用するとともに、公共事業における生物多様性の主流化を推進することで、生態系ネットワークを形成します。

基本方針2

つなげる

- 2-1 生態系ネットワーク:生物多様性の核となる地域をつなげる。
- 2-2 あいちミティゲーション:開発により失われる自然を極力減らす。
- 2-3 公共事業の環境配慮:公共事業における生物多様性の配慮を主流化する。



(3)基本方針3 生きものの恵みをつかう

私たち一人ひとりの暮らしは、農地から作られる食べもの、河川から得られる飲み水、安定した気候など生態系サービスに支えられています。

生態系サービスを持続的に利用していくため、生物多様性に配慮した持続可能な農林水産業を推進するとともに、農作物や森林に被害を及ぼすこともあるイノシシやニホンジカなどの野生鳥獣を適切に管理します。また、事業者が「つくる責任、つかう責任」を意識することで経済における生物多様性の主流化を促進します。

近年顕在化している気候変動問題への対応として、木質バイオマス利用などの緩和策や、気候変動へ適応するための取組を推進します。また、県民や来訪者が豊かな生物多様性を体感できるように、自然体験を推進します。

基本方針3

つかう

- 3-1 農林水産業:生物多様性に配慮した持続可能な農林水産業を推進する。
- 3-2 鳥獣保護管理:野生鳥獣と人々の暮らしや地域産業との共存を図る。
- 3-3 企業活動:「つくる責任、つかう責任」を定着させる。
- 3-4 地域循環:自然の恵みや地域資源を通じて、人やモノが循環する地域づくりを進める。
- 3-5 気候変動への対応:気候変動の緩和策と適応策を実行する。
- 3-6 自然体験の推進:豊かな生物多様性を体感する。



(4)基本方針4 人と自然との共生をひろめる

県民一人ひとりが生物多様性の重要性や素晴らしさを認識し、生物多様性に配慮したライフスタイルへ転換することが重要です。また、生物多様性保全の基礎となる情報を収集・整理し、活用するとともに、多様な主体の連携の促進、生物多様性に関わる施策や計画の着実な実施、世界や日本の自治体との連携を強化することで、生物多様性の主流化を進めます。

基本方針4

ひろめる

- 4-1 普及啓発・人材育成 :全ての人々があいちの生物多様性の素晴らしさを認識する。
- 4-2 調査研究 :地域の自然環境情報をとりまとめ、活用する。
- 4-3 多主体連携:多様な主体が連携し、生物多様性保全に取り組む。
- 4-4 施策・計画:あらゆる分野の施策や計画において生物多様性を考慮する。
- 4-5 広域連携 :全国、世界の自治体と連携する。

2 行動計画

行動計画には、県が取り組む内容を記載し、重点プロジェクトと特に関連の強い取組については[]で示しています。併せて、県民、市民団体、事業者、市町村に期待される取組例を示しています。

県は、本戦略の進行管理の中で行動計画を適宜見直ししながら、必要な施策を展開します。

基本方針1（豊かな生態系を）まもる

1-1 生息生育地保全：生態系の基盤となる土地利用を守る。

生きものにとって重要な生息生育地は、一度失われると元に戻すことが難しいことから、生態系をできるだけ損なわずに未来に継承することが望まれます。そのため、生息生育地となる自然の土地利用について、法や条例に基づく保全地域への指定や規制・指導を適切に実施するとともに、その質の確保と向上を図るため、計画的に保全・管理を進めます。

県

- 優れた生態系を有する地域などを自然環境保全地域に指定するとともに、保全計画を策定して、生態系の維持向上等に必要な保全事業を実施します。
- 国定公園や県立自然公園は、自然の風景地の保護及び利用の増進、生物多様性の確保を適切に行うために、公園計画を定期的に見直しつつ、各種行為について規制指導を行い、適切な管理を行います。
- 自然公園及び自然環境保全地域の巡視・指導、自然公園における車両等の乗入れ規制区域の監視等により地域の生物多様性を保全します。
- 自然環境保全条例に基づく指定希少野生動植物種について、特に生息生育地の保護が必要となっている場合は、生息地等保護区を指定し、土地の改変や立ち入りなどの規制を行います。
- 鳥獣保護区において、鳥獣の生息状況を調査し、その結果を踏まえて指定期間の更新を行うとともに、地元市町村の意見等を踏まえ必要に応じて新規指定を検討します。
- 文化財保護法、愛知県文化財保護条例及び市町村条例に基づき指定される名勝・天然記念物について、関係機関と連携をとりながら保護します。また、新たな指定を推進します。
- 森林の有する公益的機能の発揮が特に期待される森林を保安林として指定するとともに、荒廃地などにおける治山事業の実施や、機能の低下した森林の整備を推進し、保全を図ります。
- 都市公園の未整備区域において、生物多様性の保全のために重要な樹林地等については、生物の生息生育地として保全を図ります。

県民等の取組例

- 自然公園や自然環境保全地域等における規制や生物多様性の価値について理解し、法令を遵守します。(県民、市民団体、事業者)
- 優れた生態系や重要な生息生育地を保全する取組に協力します。(県民、市民団体、事業者、市町村)
- 名勝・天然記念物について、文化庁や県と連携をとりながら保護します。また、新たな指定を推進します。(市町村)
- 都市における生物多様性の保全上重要な緑地について、特別緑地保全地区指定などにより保全を図るとともに、良好な緑地管理が行われるように、管理協定制度などを活用します。(市町村)

1-2 生態系の保全:各生態系の特性に応じた保全と再生を進める。

本県には、奥山、里地里山、平野、里海・沿岸、河川・水辺、湿地湿原といった多様な生態系が見られます。それぞれの生態系や地域の特性に応じて、地域の住民や市民団体、事業者、専門家等と連携を図りながら、生物の生息生育地としての環境の保全、再生や生態系の維持管理に取り組みます。

1-2 ①奥山生態系

県

- 生物多様性の保全をはじめとする森林の有する公益的機能を発揮するために、各種補助事業制度やあいち森と緑づくり事業により、多様な森林づくりを推進します。
- 県有林の一部を企業や市民団体などに開放し、森林の整備や環境学習活動などを進めます。また、森林の整備・保全などにより社会貢献活動を行う場として県有林を提供する「企業の森づくり」を推進します。

県民等の取組例

- 奥山の森林整備や環境学習活動に取り組みます。(県民、市民団体、事業者、市町村)
- 針広混交林化、広葉樹林化、長伐期化など多様な森林づくりを推進します。(事業者、市町村)

1-2 ②里地里山生態系

県

- 土地所有者や県民、市民団体、事業者などと連携して里山や竹林の管理を実施します。
- 多くの生きものが生息・生育できるように、多層構造を持った森林や管理された樹林、大木のある樹林など、対象とする里山に合わせた管理計画を策定し、管理を実施します。

- 生態系ネットワーク形成の観点を考慮しながら、二次林として維持していくべき場所、植生の遷移にゆだねる場所など、それぞれの里山の植生管理の方向性を定めます。
- 竹林の無秩序な拡大について、現況や課題を整理し、対応方策を検討します。
- 枯損木・不要木の抜き切り等、里山林の健全化に向け、地域住民や市民団体等と協働で市町村が行う提案型の里山林の整備に対して支援を行います。
- あいち海上の森センターが実施している企業連携プロジェクトを推進し、社会貢献活動に取り組む企業との協働・連携による森林・里山の保全活用のための活動を行います。
- 中山間地における高齢化や過疎などによる耕作放棄水田の発生を防止します。

県民等の取組例

- 関係者と連携して里山や竹林の管理を実施します。(県民、市民団体、事業者、市町村)
- 山菜やきのこを採りすぎないように注意します。(県民、事業者)
- 農地の自然環境の維持、復元を行います。また、水路やため池、隣接する樹林や草地などを保全します。(事業者)
- 多くの生きものが生息・生育できるように、多層構造を持った森林や管理された樹林、大木のある樹林など、対象とする里山に合わせた管理計画を策定し、管理を実施します。(市民団体、市町村)
- 中山間地における高齢化や過疎などによる耕作放棄水田の発生を防止します。(市町村)

1-2 ③平野生態系

県

- ため池や用排水路などの農業水利施設の整備や更新は、生物多様性の保全や環境に配慮しながら進めます。
- 生物多様性保全に資する都市公園の整備やあいち森と緑づくり都市緑化推進事業の実施により、樹林や芝などの緑の確保や創出を目指します。
- 都市公園では自然を活かした樹林地、園路、水辺などの整備を行い、自然との触れあいの場を提供するとともに、市民団体などと連携して樹林の手入れなど生物多様性の保全に関する活動を実施します。
- 市町村が行う街路樹の植え替え、植樹柵の改修、土壌改良、歩道の透水性舗装等を支援します。

県民等の取組例

- 庭や工場や事業所などに樹木や野草を増やすことによって、生物の生息生育空間や移動経路を創出します。植栽は遺伝的かく乱を起こさないよう地域在来の樹木を利用します。(県民、事業者)

- 生物多様性を向上させるための都市公園の管理に協力します。(県民、市民団体)
- 農地の自然環境の維持、復元を行います。また、水路やため池、隣接する樹林や草地などを保全します。(事業者)
- 街路樹や公園の樹木には、遺伝的かく乱を起こさないよう地域在来の樹木を利用します。(市町村)

1-2 ④里海・沿岸生態系

県

- アカウミガメが上陸して産卵しやすい、幅の広い豊かな砂浜を保全します。また、ハギクソウ、ビロードテンツキなど海浜特有の貴重な植生を保全・再生します。
- 地域住民等の実施する海岸漂着ごみの清掃活動への支援を行います。
- 三河湾環境再生プロジェクトとして、各種啓発事業を実施します。また、干潟・浅場の造成を実施します。
- 総量削減計画に基づき汚濁負荷量を削減することにより、伊勢湾・三河湾の水質の改善を図ります。
- 海岸の保安林等では、飛砂防備や潮害防備など公益的機能を発揮させる治山施設の設置や森林病虫害防除対策等を行います。

県民等の取組例

- 海岸漂着ごみの清掃活動を実施します。(県民、市民団体、市町村)
- アカウミガメが産卵のために上陸する砂浜を保全します。また、海浜特有の貴重な植生を保全・再生します。(県民、市民団体、市町村)
- 調理くずや廃食用油など、水を汚すものを流さないように心がけます。(県民)
- 水質汚濁防止法等の法令に則り、工場排水等を適正に処理します。(事業者)



<きれいな海を守る心を広げるためのプロジェクト>

(市民団体の取組)

1998年に、地元の小学生たちが渥美半島にある西の浜(田原市)のごみの多さに驚き、ごみ拾い集めを開始したことがきっかけとなり環境ボランティアサークル「亀の子隊」が設立されました。

西の浜のクリーンアップ活動として、会のメンバーに加えて企業の従業員も参加し、毎月1回のペースで行っています。また、「海の環境を学ぶ会」として、スナメリ観察、磯遊び、スノーケリング、海水からの塩づくりなど、各回テーマを決めて体験的環境学習を行っています。



クリーンアップ活動



海の環境を学ぶ会

1-2 ⑤河川・水辺生態系

県

- 河川改修などをおし、河川本来の自然をとりもどす「多自然川づくり」を実施します。
- 上下流方向の生物の移動を阻害するような大きな段差(落差工)に魚道の設置を進めます。
- コミュニティリバー推進事業として、地域や市民団体等による河川の除草等の管理を推進します。
- 水辺の緑の回廊整備として、地域住民団体等の協力により、河岸に潜在自然植生による植樹を行い、自然豊かな河畔林の形成に努めます。
- 溪流の連続性を考慮した透過型砂防堰堤を設置するなど、砂防事業における自然への悪影響の回避・低減を進めます。
- 油ヶ淵の水質改善のための生活排水処理施設の整備や浚渫などを総合的に実施します。
- 河川を中心とした流域において、水循環再生地域協議会で策定した水循環再生行動計画の推進による健全で多様な生態系の保全を進めます。
- 下水道、合併処理浄化槽、農業・漁業集落排水施設の整備や適正な管理等により、生活排水による生物多様性への影響を低減します。

県民等の取組例

- コミュニティリバー推進事業や水辺の緑の回廊整備事業に積極的に参加・協力します。(県民、市民団体、事業者、市町村)
- 調理くずや廃食用油など、水を汚すものを流さないように心がけます。(県民)
- 水質汚濁防止法等の法令に則り、工場排水等を適正に処理します。(事業者)

1-2 ⑥湿地湿原生態系

県

- 湿地・湿原の集水域の開発に際しては、開発事業者に対して湿地への供給水量確保や水質維持の配慮を促します。
- 希少種の採取や外来生物の侵入、踏み荒らしなどによる湿地環境の質の低下を防ぐため、必要に応じてフェンスの設置などによる立ち入り制限の実施や監視体制を整備します。
- 土地所有者や県民、市民団体、事業者、市町村、専門家など保全に関わる関係者間との調整を行い、保全活動を誘導します。[重点A]
- 希少種が生育する湿地やラムサール条約登録湿地、県や市の条例により天然記念物に指定されている湿地など、保全対象とする湿地では、自然環境の状況、課題を調査し、関係者の協働により植生目標や管理作業などについて計画し、適切な保全を進めます。[重点A]
- 湿地・湿原の分布状況や保全状況などを調査し、生態系保全に向けた管理活動の基盤となるデータベースを作成します。[重点A]

県民等の取組例

- 県や県民、土地所有者、事業者、市町村、専門家など保全に関わる関係者と連携し、保全活動を実施します。(県民、市民団体、事業者、市町村)
- 湿地・湿原の生態系保全に向けた管理活動の基盤となる植生等の調査を行います。(市民団体、市町村)
- 湿地・湿原の集水域の開発に際しては、湿地・湿原の水位等への影響を低減する措置をとるなど配慮を行います。(事業者)
- 湿地・湿原の環境に対する意識の啓発を図ります。また、必要に応じてフェンスの設置などによる立ち入り制限の実施や監視体制を整備します。(市町村)



いもう ＜葦毛湿原大規模植生回復作業＞

（豊橋市等の取組）

植生遷移が進んで森林化し、多くの植物が姿を消した葦毛湿原で、2013年から大規模植生回復作業を開始しました。

土壌シードバンクに眠っている埋土種子の発芽による湿性植物の増加や、湿原とその周辺環境の多様性の復元に取り組んでいます。地上から姿を消したカガシラ（県絶滅危惧IA類）、ヒメミカキグサ（同IB類）など14種の植物が埋土種子などから復活し、湿性植物の開花数も顕著に増加しています。実際の作業では、豊橋市教育委員会の指導のもと、豊橋湿原保護の会、豊橋自然歩道推進協議会など、毎年延べ 600名以上のボランティアも協力し、作業を行っています。



植生回復作業



植生回復作業後の葦毛湿原

1-3 侵略的外来生物対策:外来生物の定着防止と効果的な防除を推進する。

外来生物は地域本来の生態系に大きな影響を与える可能性があり、農林水産業や人の生活環境へ被害をもたらすものもあります。外来種被害予防三原則「入れない」「捨てない」「拡げない」を徹底し、外来生物の侵入予防、効果的な防除、普及啓発を推進していきます。特に、ヒアリ、アルゼンチンアリ、クビアカツヤカミキリなどの特定外来生物については、市町村等と連携して駆除を進めていきます。

県

- 地域の在来種を圧迫するなど生態系に著しく影響を及ぼすおそれのある外来生物を自然環境保全条例に基づいて公表し、野外へみだりに放逐・植栽・播種することを防止します。また、外来生物の生息生育状況や生態系に及ぼす影響の程度、捕獲方法などの情報を、県民に周知します。
- 地域や市町村、事業者、市民団体が連携した外来生物の防除活動を推進します。特に外来植物については、地域の生態系への影響を考慮しながら生育期の集中的な草刈りや、開花・結実前の選択的な草刈り等によって駆除を進めます。[重点C]
- ヒアリなどの新たな外来生物の定着防止に向けて、港湾関係者、環境省中部地方環境事務所、関係自治体などと連携して対策を講じます。[重点C]

- 県内への侵入が初期段階のアルゼンチンアリやハヤトゲフシアリ、クビアカツヤカミキリなどは、環境省中部地方環境事務所と連携して専門家を関係自治体へ派遣するなどにより、分布域の拡大を阻止し、根絶を目指します。[重点C]
- 県内で定着し、生息生育範囲が拡大しているオオキンケイギクやアカミミガメなどは、対象地域や適切な時期を定めて、市町村、企業、県民、生態系ネットワーク協議会が連携して駆除を進めます。[重点C]
- 都市公園や河川、道路除草作業の中でオオキンケイギク等の特定外来生物を発見した際には、除草方法を工夫するなどの対策を講じます。
- 飼養動物の遺棄及び虐待の防止や動物の適正飼養について普及啓発を行い、動物の愛護と適正な管理の推進に努めます。

県民等の取組例

- 特定外来生物を発見した際は、適切に駆除を行うなど対策を講じます。(市町村)
- 外来生物の防除対策を検討し、県や県民等と連携して実施します。(市町村)
- ヒアリ、アカミミアリ等の外来生物防除を行うための、海外からの物資等の調査・点検に協力します。(事業者)
- 県や市町村等と共に、外来生物の防除活動を実施します。(県民、市民団体、事業者)
- 飼養動物を野外に放したり、野生動物に餌を与えたりしません。特定外来生物などを発見した際には県または市町村に報告します。(県民、市民団体、事業者)
- 庭や工場、事業所などの植栽はできるだけ地域在来の草木を利用します。(県民、事業者)



<外来生物駆除活動に対する専門家派遣>

(県の取組)

県では、問題となっているアルゼンチンアリ、アライグマ、アカミミガメなどの外来生物について、駆除を行う市町村へ専門家を派遣し、地域での駆除活動の支援を行っています。

アルゼンチンアリは、県内の3市(豊橋市、田原市及び東海市)で確認されており、その生息範囲の拡大もみられたことから、2018年から各市に国立環境研究所の五箇公一室長を派遣し、使用薬剤、駆除頻度、モニタリング手法等の指導を実施しています。



アルゼンチンアリ防除指導(豊橋市)

1-4 野生生物保護:野生生物の絶滅を回避する。

本県では、野生生物(動植物)が16,940種確認されていますが、そのうち絶滅のおそれのある種(絶滅危惧I類及びII類)は893種に上ります。野生生物の絶滅を回避するため、その生息生育環境を維持するとともに、土地所有者や地域住民、市民団体など様々な主体と連携し、計画的に希少種の保護回復や域外保全、違法捕獲・違法採取対策を推進します。

県

- 土地利用の転換や開発などにおける影響の回避・最小化を進めるため、希少な野生動植物の生息生育情報を必要に応じて事業者などに提供します。
- 希少な野生動植物の中でも特に保護を必要とする種については、指定希少野生動植物種に指定し、種ごとに保護回復事業計画を定め、適正で効果的な保護を行います。[重点B]
- 絶滅のリスクが極めて高い動植物については、動物園や水族館、植物園などと連携し、生息域外保全を推進します。[重点B]
- 文化財保護法や県文化財保護条例で天然記念物に指定されている貴重な動植物種について保護を図ります。
- 鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取り締まりなどの観点から、鳥獣保護管理員や警察、自然保護団体の協力を得て、違法捕獲や違法飼養の取り締まりを行います。
- 負傷・疾病した野生鳥獣への対応として、県民からの相談窓口を開設します。また、県の鳥類保護センターである弥富野鳥園では、傷病鳥の保護及び野生復帰の取組を進めます。
- 「愛知県廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物の減量・資源化を進めるとともに、不法投棄を防止することで、廃棄物による海洋生物をはじめとする生態系への影響を低減します。

県民等の取組例

- 種の保存法や自然環境保全条例などについて十分に理解し、指定希少野生動植物種の採取・捕獲など、希少種の生息・生育に悪影響のある行為を行いません。(県民、市民団体、事業者)
- 県や市町村の推進する希少種の保護事業に協力します。(県民、市民団体、事業者)
- 希少種の生息・生育情報を収集し、必要に応じて保護事業を実施します。(市町村)

基本方針2（生息生育空間を）つなげる

2-1 生態系ネットワーク:生物多様性の核となる地域をつなげる。

生態系ネットワークの形成を進めるには、土地所有者をはじめとする多様な主体が協働で取り組むことが重要です。そのため、生態系ネットワーク協議会の活動を活発化し連携を深めるとともに、生態系ネットワークチェックリストの活用などにより、市民団体や事業者、行政それぞれが生物多様性を向上させる取組を推進します。

県

- 生態系ネットワーク形成のポイントや方法などをまとめた「自然環境の保全と再生のガイドライン」や生物多様性ポテンシャルマップ、市民団体、事業者、行政などによる自主的な活動を促進するための生態系ネットワークチェックリストの活用を推進し、ビオトープの創出や地域在来種による植栽などを促します。
- 県民、事業者、市民団体、行政等、地域の様々な主体による生態系ネットワーク形成の取組を促進するため、あいち森と緑づくり税を活用して支援します。[重点D]
- 民有地の緑化を一層推進するため、あいち森と緑づくり税を活用して、市町村を通じて支援します。
- 公共施設では、建物の壁面緑化や屋上緑化、敷地の緑化を進め、昆虫などの小動物の生息空間を創出します。
- 住民等により大切に守られている里山や保全活動が行われている湿地などを把握し、土地の恒久的な保全の方策を検討します。[重点A]

県民等の取組例

- 保全活動や公共工事をはじめとする開発行為などの際は、自然や生物の生息生育の可能性を示した生物多様性ポテンシャルマップを活用しながら、生態系ネットワーク形成を推進します。(市民団体、事業者、市町村)
- 「自然環境の保全と再生のガイドライン」や生態系ネットワークチェックリストを活用し、ビオトープの創出や地域在来種による植栽などを行います。(市民団体、事業者、市町村)
- 事業所や工場敷地内、都市公園などでは、在来種による多層構造をもった樹林地や在来野草の草地を創出することなどにより、地域の自然(雑木林・社寺林・公園・緑地・河川・ため池など)とのネットワーク形成を推進します。(事業者)
- 事業所の建物や公共施設の壁面緑化や屋上緑化を進め、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間を創出します。(事業者、市町村)
- ビオトープの整備や緑化に使用する地域在来種の苗木の育成や供給体制の構築に取り組めます。(事業者)



＜知多半島にみるホンドキツネの生態系ネットワーク形成＞

知多半島の半田市や阿久比町は、童話「ごんぎつね」の舞台となっており、1910年代はキツネの一大繁殖地でした。しかし、1950年代に殺鼠剤や伝染病などの影響により地域絶滅したとされていました。

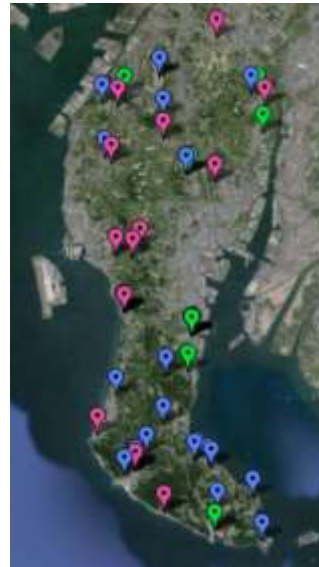
知多半島生態系ネットワーク協議会では、「ごんぎつねと住める知多半島を創ろう」を合言葉に、象徴種であるキツネの保全活動が展開してきました。

協議会員である日本福祉大学では、2016～2017年に美浜町キャンパスにおいて植林を行い、同じく会員の株式会社豊田自動織機では、2018年に東浦工場内に植林を行い、分断されたキツネの生息地をつなぐ動物の通り道「アニマルパス」を作りました。キツネがそれらを利用する様子がカメラで捉えられています。

1997年に、半島内での再生息が常滑市内で確認されて以降、キツネは分布を広げています。最近では、童話「ごんぎつね」ゆかりの権現山や都市部の東海市加木屋緑地など、5市5町でその生息が確認されています。



1997-2000年のキツネの分布
(福田・鷲沢 2013 を転載)



再生息以来これまでに確認されたキツネの分布
(半島内の5市5町で確認)

青	行政からの情報
緑	市民団体からの情報
ピンク	新聞記事の情報



権現山(阿久比町)で撮影されたキツネ
(2014年7月6日)(写真:日本福祉大学福田研究室)



日本福祉大学美浜キャンパスの「アニマルパス」を
行き来するキツネ(福田ら 2018 を転載)



＜なごや生物多様性保全活動協議会の活動＞

なごや生物多様性保全活動協議会(2011年設立、事務局：なごや生物多様性センター)では、名古屋市に生育・生息する動植物とそれを取り巻く環境を継続的に調査し、現状を把握するとともに、外来生物防除などを通して身近な自然の保全を実践しています。

「なごや生きもの一斉調査」は、毎年対象とする種と調査期間を定め、市内の公園・緑地等40か所程度で市民参加の調査を行っており、市内の生物多様性の状況を明らかにしています。毎年多くの市民が参加し、市内で初となる種が発見されるなど、大きな成果を挙げられています。また、ため池の池干しやアカミミガメの防除など、様々な取組を行っています。



池干し(戸田川緑地)



なごや生きもの一斉調査(セミ抜け殻)

2-2 あいちミティゲーション:開発により失われる自然を極力減らす。

産業活動が活発な本県では、土地利用転換と生物多様性保全の両立は大きな課題です。これまで、大規模行為届出制度や環境影響評価制度によって、開発行為により失われる自然環境を極力減らし、緑地の確保に努めてきました。今後も各種制度の適切な運用やあいちミティゲーション定量評価手法などを活用し、産業活動を抑制せずに各地域の生物多様性を保全していきます。

県

- 大規模行為届出制度の運用を徹底するとともに、緑地の生物の生息生育空間としての質の確保などを促進します。[重点E]
- あいちミティゲーション定量評価手法を公開し、市民団体や企業などによる評価を促します。また、定量評価手法は、活用状況を踏まえ、必要に応じて改良します。
- 定量評価手法の活用方法などをまとめた「自然環境の保全と再生のガイドライン」の活用を推進します。また、定量評価手法を活用し、企業を認証する制度について検討します。[重点G]
- 環境影響評価手続きでは、自然環境への影響の回避・低減が十分検討されているかなどの審査を行い、事業者意見に述べます。また、保全措置の不確実性を補うなどの事後調査を実施する場合は、その結果を適切に審査し、必要に応じて事業者意見に述べます。

- 事業者による生物多様性保全に貢献する取組を、県民や市民団体などとの協働によって実施できるよう、マッチング事業を推進します。

県民等の取組例

- 保全活動や開発行為を行う際には、あいちミティゲーション定量評価手法を活用し、保全活動の生物多様性保全の効果を把握します。(市民団体、事業者)
- マッチング事業を活用し、市民団体や事業者などの協働による生物多様性の保全活動を推進します。(市民団体、事業者)
- 開発行為を行う際には、法令に基づく環境影響評価制度や大規模行為届出制度に従い、適正な手続きを行います。(事業者)

2-3 公共事業の環境配慮:公共事業における生物多様性の配慮を主流化する。

国や県、市町村が実施する公共事業は、工法によっては生物多様性を損ねてしまう可能性がある一方、生物多様性に配慮した工法を採用することにより生態系ネットワーク形成に資することも可能です。公共事業は、グリーンインフラの考え方を取り入れながら、生物多様性への配慮を前提として推進します。

県

- 多自然川づくりへの取組方針(案)を運用し、野生生物への配慮を行います。
- 道路等による生息地の分断を生じないように、動物の移動経路(アンダーパスやオーバーブリッジ等)の確保に努めます。
- 法面などの緑化工事では地域在来種を優先的に選定し、地域本来の生態系を保全します
- 公共工事の実施に当たっては、必要に応じて外来生物の生息生育情報の収集に努め、生態系への影響を緩和するよう留意します。

県民等の取組例

- 法面などの緑化工事では地域在来種を優先的に選定し、地域本来の生態系を保全します。(事業者)
- 公共工事では、生態系への影響を緩和するよう留意するとともに、遺伝子かく乱を招く近縁種が在来種と誤って用いられないよう留意します。(市町村)
- 生物多様性や生態系ネットワークに配慮して公園緑地の配置や整備内容を検討します。(市町村)



＜新濃尾大橋(仮称)工事における環境保全対策について＞

(県の取組)

県では、慢性的な交通渋滞を解消し、地域の活発な経済・文化の交流連携を促進するために、岐阜県と共同で木曾川に新濃尾大橋(仮称)を建設しています。

橋を建設する付近では、天然記念物及び種の保存法の国内希少野生動植物種に指定されたイタセンパラの生息が確認されています。イタセンパラは、生きた二枚貝の体内に産卵するため、イタセンパラを保護するためには二枚貝の保護も重要となります。このため県では、「新濃尾大橋(仮称)架橋にかかる木曾川イタセンパラへの環境配慮」の方針を定め、環境保全対策を行っています。

建設工事にあたっては、環境監視調査等検討委員会を設置し、専門家の助言を受けながら、水質の保全、振動・騒音の低減、二枚貝の移植などを行い、イタセンパラの生息状況を確認しながら慎重に進めてきました。その結果、工事によるイタセンパラへの大きな影響は回避することができています。

今後も、桁の架設の際に川の中に仮栈橋を設置しない工法を採用するなど、環境に配慮した工事を進めていきます。



イタセンパラ(上:オス、下:メス)

＜矢田川の河川環境の改善について＞ (県の取組)

矢田川は、市街地を貫流する都市河川でありながらアユの遡上が確認されるなど、比較的良好な水質を保っています。一方で、河道には魚類の遡上を妨げる落差が残っているため、県では多自然川づくりの一環として落差に対して魚道を整備しています。

河川に対する地域住民の関心は高く、魚道の設計において意見交換するなど、官民連携で事業を進めています。また、近年では、水際を固定したことにより単調となった河川環境の改善を狙って、中州の形成を促す試みも始めました。

今後は、整備による効果を確認しながら、多様な生物が共存する河川環境の創出を図っていきます。



魚道(名古屋市矢田川)



魚道を遡上する魚類の調査



基本方針3（生きものの恵みをつかう）

3-1 農林水産業:生物多様性に配慮した持続可能な農林水産業を推進する。

農林水産業で得られる多種多様な食べ物や木材は、「自然の恵み」として人々の暮らしを支え、彩ってきました。また、生業が営まれてきた農地や森林、里海は、多くの野生生物のすみかとなり、生物多様性の保全上重要な役割を担っています。一方、農薬や肥料などの過度な使用、植林地の不十分な管理、過剰な漁獲などは、生物多様性を脅かす要因と考えられています。

環境保全型農業の推進や森林の適切な管理、科学的根拠に基づく海洋資源の管理など、生物多様性の保全にも配慮した持続可能な農林水産業を推進することで、自然環境の健全さを保ちます。

3-1 ①農業

県

- 県民との協働により、農地などでの生物多様性保全に資する地域の取組を支援します。
- 「愛知県環境と安全に配慮した農業に関する実施方針」に基づいて環境保全型農業や有機農業を推進し、生きものの生息に配慮した農業を普及させます。
- 農作物の施肥基準に沿って、環境負荷軽減に配慮した適正な施肥を普及させ、化学農薬だけに依存せず多様な手法を適切に組み合わせた病害虫の防除を推進します。
- 持続性の高い農業に取り組むエコファーマーを認定します。
- 農業者のGAP(環境保全、農産物の安全確保、品質向上等に有効な農業生産工程管理手法)の取組を推進します。
- 中山間地域等において、集落における農用地と集落の将来像を明確化した集落戦略の策定を支援します。
- 作物、家畜の品種の保存により、遺伝子の多様性を維持します。
- 農業生産に由来する使用済みプラスチックの組織的回収と適正処理、排出抑制を推進します。

県民等の取組例

- 生きものの生息環境の確保のため、休耕田にも湛水します(水をはります)。(事業者)
- 環境保全型農業や有機農業に取り組みます。(事業者)
- 県民等との協働により、農地での生物多様性保全に資する活動を実施します。(市町村)
- 「中山間地域等直接支払制度」の活用により、中山間地域における農地の耕作放棄を防止します。(市町村)



<水田魚道で郷里づくり>

(町内会の取組)

榎前環境保全会(安城市榎前町)では、2006年に愛知県農業総合試験場の水田魚道の現地実証地に選定されたことを契機に、水田魚道を核とした地域協働の生物多様性保全活動を開始しました。活動では4haの水田に水田魚道を8か所設置し、ドジョウ、フナ類、ナマズ等が水田に遡上できるようになりました。また、「水田魚道観察会」を13年以上継続しており、子どもたちと一緒に農業体験も実施しています。収穫した米は「どじょうの育み米」としてブランド化を進めています。子どもたちとの農業体験によって水田農業への関心が高まり、若い保護者の町内会活動への積極的な参加といった波及効果もみられます。



水田に設置された魚道



水田魚道の観察会

3-1 ②林業

県

- 林業生産、生態系ネットワーク、鳥獣害対策などを総合的に考慮した森林ゾーニングを検討します。
- 広葉樹施業の推進に向けて、地域に適した樹種の施業技術の普及指導を行います。
- 森林・林業技術センター(林木育種場)が種苗生産体制を整備し、優良広葉樹苗木の生産・供給を行います。また、地域で採取された種苗が供給されるよう、林業普及指導員が林業家・林業事業体などへの普及指導に取り組みます。
- 人工林の間伐等の施業を推進し、森林の有する公益的機能を発揮させるとともに、県産木材の生産量拡大を図ります。
- 毎年度「あいち木づかいプラン」を策定し、率先して県産木材の利用を進めます。
- 荒廃した森林では治山事業を実施し、森林の公益的機能の発揮を図ります。

県民等の取組例

- 森林・林業技術センター(林木育種場)が生産する、優良広葉樹苗木を利用します。また、地域で採取された種苗を使用します。(事業者)
- 所有する人工林では、適切に間伐等の施業を実施し、野生生物の生息・生育地として良好な環境を創出します。(事業者)
- 林業生産、生態系ネットワーク、鳥獣害対策などを総合的に考慮した森林ゾーニングを検討します。(市町村)

3-1 ③水産業

県

- 漁業操業や海の生きものの生息にも支障を及ぼす漂流・漂着ごみを回収・処理する市町村への支援を行います。
- 漁港整備において、周辺自然环境の改変の最小化に努めます。また、漁港区域内の航路・泊地に堆積した汚泥などを除去し、水域の環境保全を進めます。
- 漁業者を中心とした多様な担い手による干潟の耕うん、有害動物駆除、アマモ場造成など、干潟や藻場の適切な管理を行い、漁場が有する多面的機能を発揮させます。
- 干潟・浅場を造成し、水質や底質の環境と漁場生産力の改善を推進します。
- 海洋生物資源の動向把握調査と、科学的根拠に基づく利用・管理を行い、資源管理計画、資源管理協定に基づく取組による対象水産資源の適正な管理を推進します。
- 漁業法に基づき、特定水産資源の年間漁獲量の管理を行います。
- 魚礁漁場の整備を推進することにより、渥美外海における魚介類の生息の場を確保します。
- 栽培漁業において種苗放流を行う際には、遺伝的多様性への影響、系群への影響などに配慮します。
- 天然資源を有効活用した人工種苗放流手法の導入など、生態系に配慮したアユ資源増大技術を開発します。

県民等の取組例

- 市町村への支援により、漂流・漂着ごみの清掃活動を実施します。(県民、市民団体、事業者、市町村)
- 藻場や干潟において、干潟の耕うん、有害動物駆除、アマモ場造成などの管理を行い、漁場が有する多面的機能を発揮させます。(事業者、市町村)

3-2 鳥獣保護管理:野生鳥獣と人々の暮らしや地域産業の共存を図る。

野生鳥獣の中には、農作物被害や感染症の拡大などの問題を引き起こしているものもあります。野生鳥獣と人が共存していくため、野生鳥獣の生息状況調査をはじめ、地域個体群の安定的な存続のための個体数管理、農林水産業や生態系への被害防止対策などを組み合わせた総合的な対策を進めます。

県

- 農作物などに被害を及ぼすイノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ニホンカモシカの4獣について、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数調整などにより適切な管理を推進するとともに、生息状況などのモニタリング調査を行います。また、これら4獣以外についても、個体数の増加により各種被害を及ぼす鳥獣の管理を適切に行います。
[重点F]
- 狩猟免許試験の試験回数の増加や、狩猟免許所有者に対する研修を行うことなどに

より有害鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者の増加を図ります。[重点F]

- 効果的な捕獲を行うため、市町村にイノシシやニホンザル、ニホンジカの生息状況情報を提供します。また、地域ぐるみで集落環境整備や有害鳥獣の追い払いが実施できるよう、農家などを対象として、被害防止に関する情報の収集・提供、現地指導を行います。
- カワウの個体数調査を行い、関係府県とともにカワウなどの鳥類による水産被害を防止するための対策を検討するとともに、関係府県と協働した広域的な対応も検討します。
- 「野鳥における鳥インフルエンザに関する危機管理マニュアル(愛知県)」等に基づき、鳥インフルエンザの監視体制を維持します。死亡野鳥が発見された場合は、感染の有無を検査するとともに、結果をすみやかに関係機関に通知するなど適切に対応します。
- 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき市町村が作成する被害防止計画と、第二種特定鳥獣管理計画に基づき市町村が作成する実施計画との調整を図りながら、被害防止対策を推進します。
- 市町村が行う被害防止計画の策定に関する情報提供や被害防止対策の普及・啓発、技術的助言、現地指導、対策に必要な施設や捕獲の経費などへの助成を行います。
- 農作物の被害防止対策として捕獲したイノシシやニホンジカを有効活用するためジビエの普及を図ります。[重点F]
- 豚熱ウイルスの拡散を防止し養豚業を守るため、野生イノシシへの豚熱経口ワクチン散布などの対策を進めます。
- 蚊が媒介する感染症、マダニが媒介する重症熱性血小板減少症候群(SFTS)等の野生動物由来の疾病に関する情報発信、啓発を行います。

県民等の取組例

- 負傷、疾病した猛禽類などを保護した場合は、開業獣医師による相談窓口や弥富野鳥園を利用します。(県民、市民団体)
- 県の被害防止対策との調整を図りながら、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく被害防止計画と第二種特定鳥獣管理計画に基づいて、市町村の実施計画を作成します。(市町村)
- 人と鳥獣の棲み分けを進めるために、地域が一体となり生息環境管理、個体数調整、被害防除などの総合的な取組を推進します。(市町村)



＜あいち式囲いわな「おりべえシリーズ」による有害獣捕獲＞

(県の取組)

「おりべえシリーズ」は、2012年に愛知県農業総合試験場と県内のわなメーカーとの共同研究で開発された大型囲いわなです。捕獲と同時に周囲が遮へいされる構造となっており、捕獲個体にストレスを与えずに殺処分できる特徴があり、ジビエにおける品質に優位性があり、捕獲個体の利活用促進も期待できます。2019年には、赤外線センサーを利用した自動作動システムの導入により、夜間の確認の手間が減ったことで捕獲者にも好評を得ています。また、出沒状況等に応じて手軽に移設できるよう、「おりべえシリーズ」の扉部分と箱わなを組み合わせた新しいタイプの捕獲器具の開発にも取り組んでいます。

2019年までに県内で23基が導入され、イノシシ及びニホンジカの捕獲に活用されています。うち、7基は、ICT捕獲システム(映像を確認して遠隔操作する機能)を搭載しています。



おりべえ



捕獲されたイノシシ

3-3 企業活動:「つくる責任、つかう責任」を定着させる。

持続可能な開発目標(SDGs)やESG投資の拡大などにより、近年、生物多様性の保全と持続可能な利用が事業者にも求められるようになってきています。サプライチェーンの各段階で生物多様性に配慮することや、製品のライフサイクルを通じて化学物質の管理や廃棄物の処理を適正に行うなど、事業活動による生物多様性や自然環境への影響を回避し、最小化します。

県

- 工場・事業所への立入検査や環境監視等により、事業活動による大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、土壌汚染の発生を抑制し、生物多様性への悪影響を低減します。
- 化学物質の使用削減や環境中への排出低減を進めるため、研修会等を通じて事業者の理解の向上を図ります。
- 「愛知県環境物品調達方針」に基づき、県自らが積極的に生物多様性も含めた環境に配慮した物品を調達する「グリーン購入」を進めます。
- エコアクション21など環境マネジメントシステムの普及を推進し、「生物多様性民間参画ガイドライン及び事例集(環境省)」の周知を推進するなど、生物多様性保全を含めた企業の環境保全に関する取組を推進します。

県民等の取組例

- 「生物多様性民間参画ガイドライン及び事例集」に基づき、生物多様性保全を含めた環境保全に関する取組を実施します。(事業者)
- 使用する原材料や資材などは、生物多様性に配慮した方法で生産されたことを確認したうえで調達します。(事業者、市町村)
- 「つくる責任、つかう責任」を踏まえて、製品等のライフサイクルを通して、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理に配慮し、生物多様性の保全に努めます。(事業者)
- 奥山や里山の森林で、県民や市民団体との協働により保全、管理を行います。また、県有林を利用し、森林の整備・保全などにより社会貢献活動を行う場である「企業の森づくり」を実施します。(事業者)
- 県や市町村、市民団体などが実施する自然の保全・再生活動に対し、従業員の参加や活動への支援を行います。(事業者)



＜エコミーティング ～建設業から見た生物多様性～＞ (事業者の取組)

株式会社加藤建設(蟹江町)では、「環境破壊」という建設業の負のイメージを払拭し、自然との共生社会の実現を目指す「エコミーティング」活動を2009年から開始しました。

エコミーティングとは、①自然環境配慮、②地域住民配慮、③コミュニティづくりの3つのポイントで、受注した工事現場においてどのような配慮・工夫ができるかを、工事担当者だけでなく営業、事務、技術社員も含めた多様な視点で検討するものです。

同社では、全社員の半数がビオトープ管理士の資格を取得しており、エコミーティングを通じて、工事現場の生態調査、環境掲示板を用いた啓発、在来種の保護、外来生物の駆除、設計変更による生物多様性への配慮(自然再生・復元・創出)などを行っています。



エコミーティング(現場視察)



水路の生物保護



＜社員食堂でのサステナブルシーフードメニュー導入＞

（事業者の取組）

株式会社デンソーでは、身近な「食」を通して海洋での環境問題（SDGs 目標14）を認知することを目的に、2019年から「サステナブルシーフード」の活用を推進しています。

社員食堂では、月1回のイベントメニューとして「サステナブルシーフード」を提供しています。2021年1月時点で全食堂(31か所)において提供しており、多くの社員へのSDGsの浸透につながっています。



食事提供カウンターに並ぶ社員



サステナブル・シーフードのPR

3-4 地域循環:自然の恵みや地域資源を通じて、人やモノが循環する地域づくりを進める。

農林水産物や美しい自然景観、地域の歴史文化といった資源は、生物多様性と深く関わりあっています。地産地消や都市農村交流を推進し、地域圏でのネットワークを構築して資源を循環させることによって、地域の活性化を図ります。

県

- 産地直売施設を核とした都市農村交流や地産地消を推進します。
- 消費者と生産者が一緒に本県の農林水産業を支える運動であり、県産農林水産物の利用を進める地産地消の取組「いいともあいち運動」を推進します。
- 中山間地域の活性化に取り組む「ふるさと・水と土指導員」の育成と活動支援を行います。
- 「あいちの山里で暮らそうチャレンジ隊」や「愛知県交流居住センター」などによる三河山間地域の集落支援を行います。

県民等の取組例

- 産地直売施設を核とした都市農村交流や地産地消に取り組みます。(事業者)
- 間伐材等の木質バイオマスを活用した発電ボイラーの設置により、エネルギーの地産地消に取り組みます。(事業者、市町村)

○地元産の農作物を定期的に購入するなど、地域の農業の活性化に協力します。
(県民)



＜湯谷温泉での木質バイオマスボイラーの取組＞

湯谷温泉(新城市)では、これまで活用されてこなかった地域の
間伐材を温泉加温ボイラーの燃料材(薪)として活用する取組を行っ
ています。

間伐材は、市場価格が低いために出材経費が捻出できず、多くが山に伐り捨て
られる状況が続いていますが、新城市では地域関係者と協議を重ね、間伐材をボイラーの
燃料材として活用することで、出材経費を捻出できる仕組みをつくっています。

これにより、①未利用間伐材の有効活用と森林整備の促進、②化石燃料からの転換に
よるCO₂排出量の削減、③雇用の創出(林業、薪製造及び薪投入)、④燃料費としての貨
幣の域外流出防止、⑤林業と連携した温泉の活性化・魅力向上等を図っています。



間伐材の薪への加工



木質バイオマスボイラーへの薪投入

3-5 気候変動への対応:気候変動の緩和策と適応策を実行する。

気候変動は、農業や水産業、生活環境などに幅広く影響をもたらし、種の絶滅リスク
が高まるなど生物多様性への影響も懸念されます。その対策には、原因となる温室効果
ガスの排出量を削減する(または、森林などの生態系を活用して吸収量を増加させる)
「緩和策」、気候の変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することで悪影
響を軽減する「適応策」があります。気候変動に適応した生物多様性保全、生態系サービ
スの利用に向けて、「あいち地球温暖化防止戦略2030」に基づき、総合的に対応を進め
ます。

県

- 人工林間伐等によって発生する木質バイオマスや家畜排せつ物のエネルギー利用な
どを推進します。
- 地産地消を意識した環境負荷の少ない消費行動を推進します
- 気候変動に対応するように農作物の品種改良や栽培品目の見直しを行います。
- 気候変動に伴う野生生物相の変化を継続的にモニタリングします。

○気象災害の変化にも配慮して防災対策を進めます。

県民等の取組例

- 里山管理などによって発生する木質バイオマスの利用方法を検討し、利用を進めます。(事業者、市町村)
- 省資源、省エネルギーの推進によって、生物多様性に悪影響を及ぼす地球温暖化の防止に貢献します。(県民、市民団体)
- 地産地消を意識した環境負荷の少ない消費行動を実践します。(県民、事業者)



<水稲高温耐性品種の開発について> (県の取組)

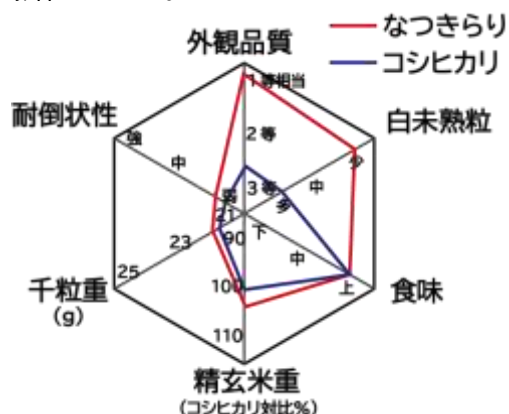
近年、県内でも夏の高温による米の品質低下(白未熟粒(白く濁った米粒)の発生等)、収穫量の減少、害虫・病害の増加等の影響が確認されています。特に、白未熟粒の発生が多くなると1等米比率が低下するため、大きな問題となっています。

このため、県農業総合試験場では、2004年から地球温暖化に適応した米の品種開発を進めています。おいしい米「コシヒカリ」と暑さに強い南米由来の稲を交配した極早生品種を開発し、2017年に「なつきらり」として品種登録しました。なつきらりは、高温による白未熟粒の発生が少なく、食味もコシヒカリと同等で、もっちりとした食感が特徴です。

また、なつきらりのブランド化を推進するため、2020年から一定の品質基準を満たした米を「愛ひとつぶ」というブランド名で販売を開始しました。



「愛ひとつぶ」のブランドマーク



特性比較

3-6 自然体験の推進:豊かな生物多様性を体感する。

自然体験は、生物多様性や自然環境への関心を高める機会となります。多くの人々が自然と触れあうことのできる場の整備や自然体験の機会の創出を推進します。

県

- 都市や近郊の自然資源を活用しつつ、自然の素晴らしさや保護の大切さについての理解を深めるエコツーリズムを推進します。[重点E]
- 茶臼山公園施設のキャンプ場や伊良湖休暇村公園施設のいらご さららパーク、東海自然歩道など自然公園施設の整備を行い、利用の増進に努めます。[重点H]
- 東三河ジオパーク構想と連携し、ジオサイトについて普及啓発活動を行います。[重点H]
- 弥富野鳥園において、探鳥会や野鳥に関する資料の展示などを行い、自然との触れあいの場の提供や鳥類保護についての関心と理解の増進を図ります。
- 多自然川づくりにより地域住民が河川本来の自然に触れる場を創出します。また河川改修は、市町村による河川区域内の公園や散策路の整備に配慮しながら行います。
- 河川沿いへの植樹と樹木の維持管理を、地域の人々の参加により実施します。
- 愛知県緑化センター・愛知県昭和の森、あいち海上の森センター、愛知県森林公園及び愛知県民の森において、実務的な緑化研修や自然体験を中心とした体験学習プログラムなどを行います。
- 水路やため池の有する水辺空間を利活用したせせらぎ水路や遊歩道などの整備を通じて、豊かで潤いのある環境を創出します。
- 農山漁村の魅力ある資源の発掘とPR及び農泊や日帰り型によるグリーンツーリズムを推進します。
- 小中学生による身近な河川に生息する生きものの調査や身近な水辺との触れあいを通じて、自然環境の保全に関する意識の啓発を図ります。

県民等の取組例

- 県営都市公園において、生物多様性に関する活動(樹林地整備、湿地再生、自然観察会、工作教室など)を主体的に実施します。(市民団体)
- エコツアーへの参加や企画実施を通じて、地域の自然環境資源の価値や、その保全についての意識の啓発などを図ります。(県民、市民団体、事業者)
- 県が実施する河川改修と一体的に河川沿いの公園や散策路の整備を推進し、河川との触れあいの場を整備します。(市町村)



＜野鳥の観察施設 弥富野鳥園について＞ （県の取組）

木曾三川の河口から庄内川河口にかけての一带は、水鳥を中心とした渡り鳥の渡来地であり、全国でも有数の野鳥の宝庫として知られています。

弥富野鳥園は、木曾川と庄内川の間位置する鍋田干拓の一角（弥富市）に造成され、1975年に開園しました。野鳥の観察及び傷病鳥の保護等を通じて鳥類保護思想の普及啓発を行うとともに、鳥類の生息環境の保全及び生息調査を行っており、保護管理の拠点となっています。

野鳥の生息地としての保護地内には、樹林地、芝地、池、草原、ヨシ原、水路を設け、様々な野鳥が生息できる環境を整備しており、年間約100種の野鳥が訪れます。特に秋から冬にかけては、多くのカモ類やタカ類が訪れます。また、カワウのコロニーがあり、年間を通じて多く生息しており春には営巣もしています。保護地内は、普段は立ち入ることができませんが、毎月（7、8月を除く）開催される「ミニ探鳥会」と「探鳥会」では、スタッフの案内のもと保護地内を散策し、野鳥を観察することができます。双眼鏡の貸出しも行っているため、気軽に参加できます。

また、本館では野鳥に関する展示があり、展望室の大型双眼鏡からはいつでも野鳥観察が無料でできます。更に、野鳥に親しんでもらうため、「ストーンペインティング教室」、「親子野鳥絵画教室」、「春休み親子探鳥教室」、「巣箱えさ台づくり教室」等の様々なイベント*も開催しています。



弥富野鳥園（本館）



探鳥会の様子

* イベントの内容は2020年度現在のものであり、変更になる場合があります。

基本方針4（人と自然との共生を）ひろめる

4-1 普及啓発・人材育成:全ての人々があいちの生物多様性の素晴らしさを認識する。

生物多様性の価値や持続可能な利用の重要性を全ての人々が理解し、行動するため、持続可能な開発のための教育や自然体験型の環境学習により生物多様性に関する理解醸成を図るとともに、子育て世代や若者を含むあらゆる世代を対象に、生物多様性に関連する普及啓発イベントや人材育成、情報提供などを積極的に実施していきます。

県

- 生物多様性に関連するイベントやシンポジウム、また様々な広報媒体を通じて、生物多様性の保全や持続可能な利用に関する知識の普及啓発に努めます。[重点E]
- 生きものや自然に興味のある県民を「生物多様性県民サポーター」として登録し、生物多様性に関する情報提供を行い、調査や保全活動への参加を促します。[重点J]
- 自然観察指導員や森林インストラクターなどと連携して、生物多様性の普及啓発を推進します。[重点H]
- 「あいちの環境」などの県ホームページを充実させ、生物多様性の重要性や現状などの情報の発信に努めます。
- 里山や湿地の保全・活用に関する指導者や実践者を養成し、保全・活用のための活動を支援します。
- 森林・林業に関する小中学校の児童生徒の理解を深めるため、地域の林業普及指導員が中心となり、総合学習の時間などを活用した訪問授業や出前講座を行います。
- 自然への関心を高め、自然の大切さなどを体感する自然体験型環境学習を提供できる人材を育成します。
- 愛・地球博記念公園内の「もりの学舎」において、自然環境を体験学習するプログラムや生物に関する各種展示を行います。[重点H]
- 「あいち環境学習プラザ」において、自然環境の展示や生物多様性をはじめとした環境学習を推進します。
- 県内の環境学習施設と市町村で組織される、「愛知県環境学習施設等連絡協議会」を活性化し、環境学習施設間の情報交換や地域における環境学習を推進します。
- 学校に環境学習副読本を配布するとともに、コーディネート事業により市民団体等の人材を活用した環境学習を実施します。
- 海洋プラスチックごみをはじめ、海洋ごみ問題に関する情報提供を行うなど、海洋ごみの発生抑制に関する普及啓発を行います。
- 小中学校や高等学校においては、子どもたちの環境問題に対する理解を深め、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的に取り組む態度や能力の育成を目指します。知識や技能の習得及び態度の育成に当たっては、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などを通して、環境教育を横断的・総合的に扱います。
- 各学校における環境教育においては、水生生物や大気・水の調査、学校内でのビオトープづくりなど、学校ごとに特色のある取組の実施に努めます。

- 食育の取組には、「食を通じて環境に優しい暮らしを築く」視点もあることから、生物多様性の保全など農林水産業の役割への理解促進に向けた情報提供を行います。
- 地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」の理念や意義について、広く普及啓発し、理解の促進を図ることなど、持続可能な社会の形成に貢献する消費者の育成に取り組みます。



＜あいち環境学習プラザでの環境学習＞ (県の取組)

2020年4月に県環境調査センター(名古屋市北区)に移転オープンした県の環境学習施設「あいち環境学習プラザ」は、自由に見学できる展示を備えています。

展示は、①インフォメーション、②世界から学ぶ、③愛知から学ぶ、④日常から学ぶの4エリアから構成されており、④のエリアでは、生き物ミニ博物館やおみくじを引いて学ぶ水環境など、ハンズオン(体験型)展示を行っています。各エリアでタブレットを使用することで、より深く環境について学ぶこともできます。また、環境学習講座も多数用意しており、小中学校の社会見学や子ども会の遠足などにも利用できます。



生き物ミニ博物館



あいち生き物つながりマップ

県民等の取組例

- 生物多様性に関連するイベントや自然観察会などに参加し、生物多様性の保全や持続可能な利用に関する知識を深めます。(県民、市民団体)
- 生物多様性に関する知識を身につけ、環境教育の指導役として活躍します。(県民、市民団体、事業者)
- 生物多様性に関する「生物多様性県民サポーター」に登録します。(県民)
- 環境学習施設等を活用し、地域における自然環境学習を実施します。(市町村)
- 各学校では、水生生物や大気・水の調査、学校内でのビオトープづくりなど、自然環境教育の実施に努めます。(市町村)
- 生物多様性に配慮して生産された商品やサービスを選択することで、生物多様性の保全に貢献します。(県民、市民団体、事業者)



<生物多様性に関するエコラベル>

私たちが商品を購入する際、環境への負荷ができるだけ小さいものを選ぶというグリーン購入は、日常生活の中で比較的簡単できる取組です。これを推進していくため、製品やサービスの環境配慮を消費者に伝え、理解してもらう目印となるのがエコラベルです。

エコラベルには、木材製品や紙、水産物、農産物などが生物多様性の保全に配慮してつくられたことを示す多種多様なものがあります。



環境や地域社会に配慮して、持続可能な管理・経営が行われている森林から生産された木材・木材製品であることを認証するマーク



水産資源の持続的利用と生態系の保全に積極的に取り組んでいる漁業で生産された水産物を認証するマーク



JAS法で定められた有機生産基準(農薬や化学肥料の使用を極力避ける)で生産、加工された食品に付けられるマーク



生態系、野生生物、土壌、水資源等の保護、農薬の管理、労働者の生活向上などの基準を満たす認証農園の農産物に付けられるマーク

4-2 調査研究:地域の自然環境情報を取りまとめ、活用する。

生物多様性に関する各種調査は、野生生物の生息・生育状況の変化を速やかに把握し、保全活動を適切に進めるための基礎情報となることから、継続的に実施していきます。また、県内の自然環境や生物多様性に関するあらゆる情報を集積し、自然史情報の活用及び発信を強化していきます。

県

- 希少野生動植物の調査を継続的に行い、定期的にレッドリスト・レッドデータブックの改訂を行います。[重点B]
- 外来生物対策の基礎資料とするため、外来生物の生息生育状況や生態系に及ぼす影響などを継続的に調査し、ブルーデータブックを定期的に見直します。
- 県内に生息・生育する野生動植物のインベントリーであるグリーンデータブックを定期的に見直します。また、未作成の分類群も含めて、グリーンデータブックの充実を図ります。
- 自然環境保全地域をはじめとする生息・生育空間として重要な地域について、自然環境の状況を把握するための継続的な調査を進めます。
- 生物多様性を評価するための指標種について、あいち森と緑づくり税を活用して、生態系ネットワーク協議会等を中心として多くの県民の参加を得て、モニタリングを進めます。[重点D、J]
- 山林、里山、水辺、都市周辺などの各種環境における鳥類の生息状況調査を継続的に実施します。また、県内の水鳥飛来地において、その生息状況の調査を行います。
- 環境調査センターの生物多様性に関する調査・研究機能の強化を図ります。
- 県や市町村、研究機関などが保有する野生生物や自然環境に関する情報を収集・整

理して自然史情報データベースを構築し、情報発信や普及啓発などを行う機能を整備します。[重点J]

- 野生生物や自然環境関係の博物館、動物園・水族館、植物園、大学などの研究機関との連携を強化し、科学的知見に基づいた生物多様性保全を推進する体制づくりを進めます。
- 定期的に「河川水辺の国勢調査」を実施して、魚類の生息状況を把握します。
- 水循環再生地域協議会で策定した水循環再生行動計画に基づき、流域モニタリング一斉調査を実施します。

県民等の取組例

- 県や市町村が作成・更新するレッドデータブック、グリーンデータブック、ブルーデータブックを確認します。(県民、市民団体、事業者)
- 生きものの生息・生育状況や生態系の調査研究を実施します。(市民団体、市町村)
- 指標種モニタリング調査などへ参加・協力します。(県民、市民団体、事業者)
- 野生生物や自然環境に関する情報を整理する自然史情報データベースの構築に協力します。(市民団体、市町村)



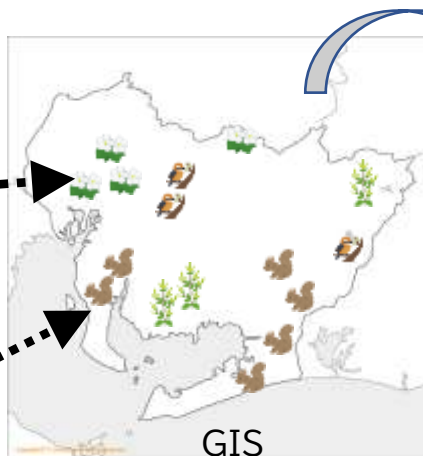
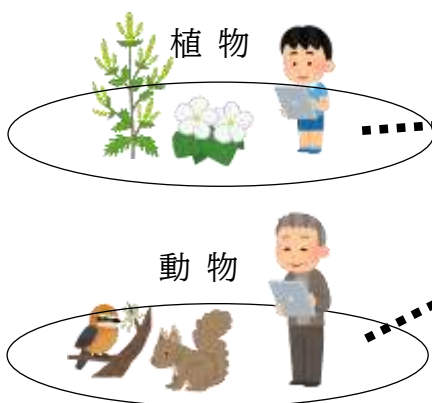
<指標種を用いた県民参加型モニタリング> (県の取組)

県では、生態系ネットワーク形成に向けた取組成果の「見える化」を図るため、指標となる動植物100種(動物50種、植物50種)を選定してモニタリングハンドブックを作成し、2019年度から生態系ネットワーク協議会の協力を得て、モニタリング調査を開始しました。

この調査は、調査者がスマートフォン等で撮影した写真及び関連データ(種類、位置等)をインターネット上の地図サイトに投稿するもので、投稿されたデータはインターネットで閲覧できる仕組みとなっています。

今後も、生態系ネットワーク協議会を中心として、多くの県民の参加を得て調査を行うことで、モニタリングによる生物多様性の「見える化」を進めていきます。

【調査のイメージ】



【効果】

- ・ 成果の見える化
→ 取組の活性化
- ・ 課題、目標、成果の共有化。
- ・ 県民意識の向上、参加者の拡大

4-3 多主体連携:多様な主体が連携し、生物多様性保全に取り組む。

生物多様性保全の取組を継続し、効果的に進め、活性化し、また新たな取組を創出していくため、市民団体や事業者等のコーディネートによって、多様な主体の連携・協働を推進します。

県

- 生態系ネットワーク協議会の構成団体として、積極的に生物多様性を向上させる取組を推進します。また、なごや生物多様性保全活動協議会(名古屋市)、木曾三川流域生態系ネットワーク協議会(国土交通省)とも連携を図っていきます。[重点D]
- 市民団体や土地所有者と事業者など、多様な主体間におけるマッチングを推進し、新たな生物多様性保全活動の創出や既存の活動の活性化を図ります。[重点J]
- 企業所有地や市民団体の活動場所などにおける自然環境保全や再生について、生態系ネットワーク協議会などを通じて、技術提供や専門家、市民団体と結びつけるマッチングを行います。[重点G]
- ユース世代を中心として様々な主体・世代が連携して取り組む「生物多様性あいち学生プロジェクト」を推進するとともに、ユース世代の人材育成、他の世代・主体との交流、連携を促進します。[重点D]
- 生物多様性保全に関わる市民団体や事業者等を登録したプラットフォームを構築し、県からの情報提供や双方向の情報共有を行います。[重点J]
- 市民団体などが実施する生物多様性を保全する活動を、あいち森と緑づくり税の活用などによって支援します。[重点D]
- 多様な主体が参加・連携する「三河湾環境再生パートナーシップ・クラブ」を通じて、三河湾の環境保全を進めます。

県民等の取組例

- 地域の生態系ネットワーク協議会や三河湾環境再生パートナーシップ・クラブ、県民参加緑づくり事業などに参加し、生物多様性保全活動を推進します。また、生態系ネットワーク協議会の構成団体として積極的に生物多様性を向上させる取組を推進します。(県民、市民団体、事業者、市町村)
- 多様な主体をつなぐマッチング事業を活用し、生物多様性保全活動に取り組めます。(市民団体、事業者)
- 重要な生物多様性を有する地域の保全を進めるため、地域連携保全活動計画を策定し、市民団体や事業者等と連携しながら保全活動を進めます。(市町村)

4-4 施策・計画:あらゆる分野の施策や計画において生物多様性を考慮する。

生物多様性に関連する施策や取組は、環境分野だけでなく、都市計画や建設、教育、福祉などの様々な分野にわたっています。生態系や生物多様性の価値を各分野の行政計画に組み込み、生物多様性への配慮を様々な施策に反映させます。

県

- 県が各種行政計画を策定する際には、生物多様性の保全についても検討し、生物多様性に関わる施策を総合的に推進します。
- 市町村の生物多様性地域戦略の策定や、複数の市町村区域を対象とする戦略策定、また生物多様性に関する条例制定などに対して、関連情報の提供など支援します。
[重点D]
- 多様な公益的機能を有する森林や都市の緑の保全・再生に必要な財源を確保し、県民共有の財産としての森や緑を県民全体で支えていくためにあいち森と緑づくり税を活用します。



<稲沢市の生物多様性地域戦略の策定について>

稲沢市では、2011年度からの5年間、市内の動植物生息調査を実施し、自然環境の保全対策に資する基礎資料を作成するとともに、調査結果を市内の小中学校に配布するなど市民に広報しています。

また、市内では市民団体「祖父江のホタルを守る会」が、祖父江地区に生息するハイケボタルの生息調査と保護活動を実施しています。

これらを踏まえ、2018年度に「人と自然がふれあえる快適な環境の創出」を目標とする「生物多様性いなざわ戦略」を策定しました。この戦略に基づき、祖父江砂丘(サリオパーク祖父江内)や無農薬・冬季湛水を実践する水田(祖父江のホタルを守る会が実施)において、小学生やその保護者などを対象にした自然観察会を行っています。

2020年度には、稲沢市ホタル保護条例を制定し、自然を大切に作る心を育み、次世代に豊かな自然環境を残していくよう努めています。



祖父江砂丘の自然観察会



祖父江のホタルを守る会の実験田

県民等の取組例

- 総合計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画、緑の基本計画など、市町村の策定する各種行政計画に生物多様性の保全を位置づけ、生物多様性保全に関わる施策を総合的に推進します。(市町村)
- 市町村の生物多様性を戦略的に保全・利用していくため、各地の生態系ネットワーク協議会などの活動を踏まえて、生物多様性地域戦略を策定します。(市町村)

4-5 広域連携 :全国、世界の自治体と連携する。

生態系ネットワークや生物の生息・生育地は市町村や県などの境界を越えた広がりをもっています。生物多様性の保全を効果的かつ有効に進めるため、各市町村や他の都道府県等と連携し、調整を図りながら取組を推進していきます。

県

- 県内の市町村への研修や専門家派遣、隣接市町村の取組を調整するなどにより、保全活動を支援します。[重点D]
- 隣接県との連絡調整を緊密に行いながら、生物多様性の保全や鳥獣害対策などの連携を図ります。
- 生物多様性自治体ネットワークへの参加を通じて、全国の都道府県、政令指定都市、市町村の枠を越えた連携・交流を推進します。
- 先進的な取組を行う世界の自治体と連携し、生物多様性に関する地方政府の役割を国際社会へ発信します。[重点I]

県民等の取組例

- 生物多様性に関する市民や事業者のネットワークに参加・連携し、各団体の取組を国内外に発信します。(県民、市民団体、事業者)
- 隣接市町村と連携して、生物多様性の保全を進めます。(市町村)
- 生物多様性自治体ネットワークへの参加を通じて、全国の都道府県、政令指定都市、市町村の枠を越えた連携・交流を推進します。(市町村)